

韓国知的財産ニュース 2012 年 9 月前期

(No. 230)

発行年月日：2012 年 9 月 24 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

★★★★目次★★★★

※このニュースは、9 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 デザイン保護法の全部改正案立法予告(9.4)

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、「特許ファンド」結成する(9.3)
- 2-2 著作権委員会、オン・オフライン及びモバイルで国民向けサービスを向上(9.5)
- 2-3 欧州特許情報市場の動向が一目で分かる(9.6)
- 2-4 アイコン画像やロゴもデザインとして保護される(9.7)
- 2-5 [技術事業化のハブ化元年宣言]未活用の特許で販路を開拓に成果(9.11)
- 2-6 特許技術動向調査、政府 R&D のナビゲーターに(9.11)
- 2-7 「国家 R&D 投資」の活用性が悪い(9.13)
- 2-8 特許行政の主人は、あなたです(9.13)
- 2-9 韓国特許庁、特許情報院に先行技術調査の受注を丸投げ(9.14)

模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 「コーロンスポーツ販売差止め」米国裁判所の判決で(9.2)
- 3-2 アップル「ギャラクシー3」も提訴…訴訟合戦も全面戦に(9.3)
- 3-3 サムスン、今月中旬頃に JMOL 申請…証拠収集に時間がかかる(9.3)
- 3-4 サムスン、雰囲気逆転のチャンスつかんだ(9.3)
- 3-5 中国の模倣品、家電製品にまで拡大(9.3)

- 3-6 違法ソフトの取締りウイルスソフト会社が違法コピー「衝撃」(9.4)
- 3-7 スマートフォン関連の特許訴訟合戦の第2幕、国内の対応策は(9.4)
- 3-8 アイフォン開発時にサムスン・LG「コピーした」文書が(9.5)
- 3-9 大型総合ネット通販でアウトドア「模倣品注意報」(9.5)
- 3-10 韓国におけるアイフォンの販売差止め整備済み製品まで含まれる？
(9.5)
- 3-11 LGD、サムスンのOLED技術使用の差し止めかあり処分を申請(9.5)
- 3-12 アップル、公取委にサムスンを提訴(9.6)
- 3-13 サムスン対アップル、特許権侵害訴訟を双方控訴(9.7)
- 3-14 米国裁判所、アップルの審理日程変更申請を棄却(9.7)
- 3-15 サムスンとアップルの本案訴訟戦、今週から欧州で(9.9)
- 3-16 ポスコ - 新日鉄「技術流出の攻防」(9.9)
- 3-17 ITU、サムスン電子とアップルの特許訴訟紛争の仲裁を示唆(9.10)
- 3-18 アップル、アイフォン販売差止めの停止を要請し、強制執行停止を申請(9.10)
- 3-19 米国ITC、LGのオスラム特許侵害の再審決定(9.11)
- 3-20 「ため息つくアップル」…こんな逆風に晒されるとは…(9.12)

デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 農業競争力、ブランドで勝負する(9.6)
- 4-2 LG電子、「デザイン」と「特許」でLTE市場をリード(9.4)

その他一般

- 5-1 技術流出の防止、営業秘密原本証明サービスが主流に(9.3)
- 5-2 青少年の著作権指数は75.1点、前年比小幅の上昇(9.3)
- 5-3 サムスン電子とLG電子…特命「特許人材を確保せよ」(9.3)
- 5-4 国際標準特許の確保に脆弱な韓国…ロイヤルティ負担増に懸念(9.4)
- 5-5 強い特許で小さくても強い企業になろう(9.12)
- 5-6 キャンプの品格、知的財産で高める(9.12)
- 5-7 知的財産の専門人材「不足」(9.13)
- 5-8 人とモノをつなげるモバイルRFID(9.13)
- 5-9 室内空気と屋外空気、どちらがキレイ？(9.14)

法律、制度関連

1-1 デザイン保護法の全部改正案立法予告

韓国特許庁(2012.9.4)

1. 改正の理由

デザイン産業の新しい環境変化に積極的に対応するため、デザイン権の保護対象と国際出願方式に対する出願人の選択幅を拡大し、韓国の優秀なデザインが海外で簡単で素早く保護されるよう、「産業デザインの国際登録に関するヘーグ協定ジュネーブ法」を反映したデザインの国際出願及び、登録手続きを導入する。

強いデザイン権創出を通じた創作者の権利保護を強化するため、デザインの創作性要件の強化、デザイン権の存続期間の延長、関連デザイン制度の導入、拡大した先出願要件の緩和及び、デザイン告知証明制度の根拠規定を設ける。

出願人の利便性の向上及び、規制緩和に向け、複数のデザイン登録制度及び新規性喪失の例外主張の手続きを見直し、再審査請求事由を拡大する一方、出願手続き補完制度及び、審査官による職権補正制度を導入、デザイン権の効力が及ばない範囲の調整を行う。

さらに、デザイン保護法の題名をデザイン法に変更し、デザイン無審査という用語をデザイン一部審査に更新する等、現制度の運営上の問題点を改善・補完する一方、条文を韓国語に変え、理解し難い用語を分かり易く直し、長文で複雑な文章を簡潔にまとめる等、国民が法律の文章を理解しやすくする。

2. 主要内容

イ. デザイン産業の環境変化に積極的に対応

1) デザインの保護対象を拡大(案第2条第1号・第3号)

産業界で2次元の視覚デザインの活用領域が拡大するにつれ、デザインの保護対象を2次元の視覚デザインである「グラフィックデザイン」にまで拡大し、「グラフィックデザイン」の定義規定を新設する。

ロ. 「産業デザインの国際登録に関するヘーグ協定ジュネーブ法」による国際出願及び、登録手続きの導入(案第9章新設)

1)特許庁長は、特許庁を通じて国際出願を行う者から国際出願書及び、その出願に必要な書類の提出を受け、世界知的所有権機関(WIPO)に送ることで、国際出願の利便性を高める。

2) 国内外の出願人が国内でデザインを登録するために、韓国を第1庁として国際出願した場合、国際登録日を韓国のデザイン登録出願日とみなし、この法によるデザ

イン登録出願の審査手続きを準用する。

ハ. 強いデザイン権の創出で創作者の権利を保護

1) デザイン創作性要件の強化(案第 34 条第 2 項)

出願する前に国内外に知られたデザインによるか、海外に多く知られている形状・形・色、またはこれらの結合により、容易に創作できるデザインも創作性がないものとみなし、デザイン登録を許可しない。

2) デザイン権の存続期間の延長(案第 92 条)

デザイン権の存続期間を延長している先進国の動きを反映し、「産業デザインの国際登録に関するヘーグ協定ジュネーブ法」との調和を図るため、現行の設定登録日から 15 年までのデザイン権の存続期間を設定・登録した日から出願日後 20 年になる日までに延長する。

3) 関連デザイン制度の導入(案第 36 条及び、第 92 条等)

従来の類似デザイン制度を廃止し、基本デザインのみに関連デザインの独自権利範囲を認める関連デザイン制度を導入し、関連デザインの独自権利行使を可能にする。

4) 拡大された先出願の自己出願の例外(案第 34 条第 3 項ただし書き)

先出願されたデザインの一部と同一・類似の後出願デザインは、出願人が同一かどうかに関係なく拒絶決定をしたが、本当の創作者を保護するために出願人が同一である場合には、例外とする。

5) デザイン告知証明制度の法的根拠の確立(案第 60 条)

デザインを開発する過程で創作されたデザインのうち、出願されていないデザインを有効に保護するため、公信力のある専門機関が出願されていないデザインに対する告知事実を証明できる法的根拠を設ける。

ニ. 出願人の利便性の向上及び規制緩和

1) 複数のデザイン登録出願制度の改善(案第 42 条及び、第 66 条)

デザイン無審査登録出願の場合のみ、20 個以内の複数デザイン登録出願が許容される現行の複数のデザイン登録出願制度を改善し、審査登録・無審査登録を区分しないで同じ類に属する物品は、100 個まで複数出願を可能にし、また、複数出願されたデザインのうち、一部のデザインのみ拒絶の理由がある場合には、一部拒絶(または、一部登録)ができる。

2) 新規性喪失の例外主張の手続きの改善(案第 37 条)

新規性喪失の例外主張時期を現行では、出願時に限定しているが、出願時だけでなく拒絶理由通知を受けるか、デザイン登録後に異議申立てや無効審判が提起された場合にも意見書、または答弁書を提出して主張できるように主張の時期を拡大する。

3) 再審査の請求事由及び、補正時期の拡大(案第 65 条及び、第 49 条)

現行では、「図面及び、写真や見本の補正」に限り再審査請求が可能であるが、図面

以外に出願書の記載事項についての補正(審査/一部審査の補正、基本デザイン/関連デザインの補正)が必要な場合にも、再審査請求できるよう、再審査請求事由を拡大し、デザイン登録拒絶決定、または、デザイン登録取り消し決定による不服審判を請求する場合にも 30 日以内に補正できるように補正時期を拡大する。

4) デザイン登録出願手続き補完制度の導入(案第 39 条)

デザイン登録出願時に出願時の認定と関連して重大な問題がある場合にも、該当の出願を返戻せず、出願人に保管の機会を与え、出願人の利便性を向上する。

5) 審査官の職権補正制度の導入等(案第 67 条)

デザイン登録出願書に明白な誤記がある場合、出願人に補正要求書を発送せず、審査官が職権で補正できるようにし、出願人の利便性を向上する。

6) デザイン権の効力が及ばない範囲の調整(案第 95 条第 4 号・第 5 号)

教育・引用、または、メディアに放送するための場合にも、デザイン権の効力が及ばないようにし、登録デザインの公益的使用と独占使用の調和を図る。

ホ. その他の不合理な用語の修正および、分かり易い法令の整備等

1) 「デザイン保護法」の題名を「デザイン法」に変更

「デザイン保護法」は、デザインの保護及び、利用を図ることで、デザインの創作を奨励し、産業発展に貢献することを目的としており、法の構成もデザイン権の創設に関する手続き、権利、審判・訴訟及び、罰則に関する内容を包括的に規定しているため、特許法、実用新案法、商標法等のように、題名を「デザイン法」に変更する。

2) 「デザイン無審査」の用語を「デザイン一部審査」に変更(案第 2 条第 5 号、第 62 条等)

デザイン無審査登録制度は、新規性・先出願の要件及び、創作性の要件の一部を除いては、審査登録制度と同一に実体審査を行っているため、「デザイン無審査」の用語を「デザイン一部審査」に変更し、登録要件全てを審査しないという否定的な認識を無くす。

へ. その他分かり易い法令確立の整備基準及び、民法の改正事項を反映

1) 分かり易い法令確立の整備基準を反映 (案第 1 条等)

「分かり易い法令整備基準」(法制処、2011.12.)により、法令における難しい漢字語を分かり易く変更し、日本語の用語や表現を韓国語の表現に変え、省略しすぎた用語は、元の単語に直すなど、法律文を分かり易く整備する。

2) 民法の改正事項を反映(案第 4 条)

法律第 10429 号の改正(2013.7.1 施行)により、民法の禁治産制度が成年後見制度に、限定治産制度が限定後見制度に代替されるにより、禁治産者を未成年後見人に、限定治産者を被限定後見人に変更する。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、「特許ファンド」つくる

電子新聞(2012.9.3)

韓国特許庁は、特許ファンドを結成し、知的財産サービス市場の育成に乗り出す。3年以内に40億ウォン規模の投資が予想されている。韓国特許庁は、「特許技術事業化ファンド」をつくり、知的財産(IP)サービス企業に投資すると3日に発表した。特許技術事業化ファンドは、遅れているIPサービス産業の成長のために使用される。IPサービス専門会社の専門人材の採用や新規ビジネスモデルの発掘、M&Aなどを支援する。

特許技術事業化ファンドは、特許検索・調査・分析や年次登録料の代行支払い、特許データベース(DB)管理など、IPサービス会社に投資されるということが従来の特許関連ファンドとの違いだ。IPサービス業会が指摘している事業の零細性問題を解決し、市場の活性化を支援するために運営される。

特許技術の事業化ファンドの資金源は、2006年から運用してきた5236億ウォン規模のファンド・オブ・ファンズ特許アカウントから出された。このうち、特許管理会社やIPサービス会社に投資する特許アカウント回収金の規模は、これまで約40億ウォンだ。回収金は、ベンチャーキャピタル(VC)やファンド投資・管理機関を通じて3年以内にIPサービス企業に投資しなければならない。

40億ウォンのうち、回収金の投資満期日は、1年(10億ウォン)、2年(10億ウォン)、3年(20億ウォン)とされる。1年と2年以内に執行される投資金は、TSインベストメントやイノポリスパートナーズなど、VCが管理中だ。韓国特許庁は、「新しくつくられた20億ウォンは、3年以内に投資が行なわれる。現在、資金を運営・管理するVCを選定している。」と述べた。

韓国特許庁は、韓国知識財産サービス協会とともに、先週、IPサービス企業の役員を対象に「有効な投資広報(IR)方法論」をテーマにIPサービス企業のIR戦略などの教育を実施した。特許庁は、今月からファンド管理機関とともに、VC向けの投資説明会を開催する予定だ。

<クォン・ドンジュン記者>

2-2 著作権委員会、オン・オフライン及びモバイルで国民向けサービスを向上

電子新聞(2012.9.5)

韓国著作権委員会が、国民向けサービス機関として生まれ変わる。今年に弁護士の直接相談サービスを導入し、それに続いてポータル3社との協調体制を確立した。モバイルでは、ソーシャルネットワークサービス(SNS)であるフェイスブックを通じ、著作

権サービスをいつでも、どこでも利用できるシステムを設けた。

韓国著作権委員会のユ・ビョンハン委員長は、5日、著作権教育院で、ダウム(DAUM)・コミュニケーションのクオン・キス副社長、SK コミュニケーションズのオ・ヨンギョ CBO と業務協約に関する了解覚書 (MOU) を締結した。これまで、ネイバー(NAVER)の「知識人」で直接法律相談サービスを提供してきた韓国著作権委員会がダウム・ネイト(NATE)とも連携し、著作権の広報及び認知度の改善事業に乗り出したのだ。

ユ・ビョンハン委員長は、「著作権分野は、大きく‘グローバル’、‘スマート’、‘実生活’という3つのトレンドが重要だ。国民の日常生活と密接しているポータル3社とオンライン著作権広報を積極的に行う計画だ。」と述べた。

著作権委員会は、協約式を契機にダウムやネイトと共同で「著作権 36.5 キャンペーン」ホームページを立ち上げ、ブロガーなどを対象にウィジェットサービスを実施する。ページやウィジェットサービスを通じて健全な著作物の利用法や自由利用サイト、オープンソースライセンスなどの説明を提供する。ポータルと協力し、自分のブログに他人の記事をむやみにアップロードすることも著作権侵害だということも PR する予定だ。

著作権侵害で不眠の日が続いている青少年と一般人のためにオフライン相談センターも拡大している。相談員は3人と昨年と同じだが、毎週火曜日に弁護士による相談サービスを行う。

ユ委員長は、「海外市場における著作権保護が重要になっている。韓中 FTA を控え、今月 17 日に済州島にて韓中著作権フォーラムを開催する予定だ。」と説明した。

<キム・ウォンソク記者>

2-3 欧州特許情報市場の動向が一目で分かる

韓国特許庁(2012.9.6)

最近、サムスン電子とアップルが米国や欧州など、世界を舞台に特許紛争を繰り広げているなか、欧州特許情報市場の最新動向と特許情報の活用戦略が把握できる国際イベントが韓国で開かれ、注目が集まっている。

韓国特許庁は、9月6日から7日の2日間、韓国科学技術会館にて「欧州特許の全て」(The Ins and Outs of European IP Information)というテーマで「国際特許情報カンファレンス(PATINEX 2012)」を開催すると発表した。

欧州は、韓国の主要輸出先であるにもかかわらず、ここ 15 年間、欧州に登録された韓国特許は 1 万 2 千件と、同期間中に登録された韓国の海外特許**の 9%に過ぎなかった。

* (2011 年の輸出量、ドル)中国 1 千 3 百億、欧州 560 億、米国 560 億、日本 4 百億

** (海外特許の登録現況、1995~2009)米国 63000 件(50%)、日本 2 万件(16%)、中国 2 万件(16%)

昨年 7 月、韓 EU 間の FTA 発行により、韓国企業の欧州市場への進出が一層活発になっている一方、欧州で相対的に特許出願件数が不足しており、韓国企業の対応能力は、非常に脆弱になることが予想されている。こうした欧州での特許紛争を事前に防ぐためには、何よりも欧州特許情報市場の動向把握と特許情報を活用した対応戦略の確立が重要だ。欧州特許情報市場をテーマにした今年の PATINEX でその方策を探ることができる。

PATINEX では、専門家のテーマ発表をはじめ、参加者と企業がノウハウを共有できるワークショップ、展示会社にマーケティングの機会を提供するパビリオンに構成されている。

今年は、ドイツ特許裁判所長を歴任した欧州特許庁(EPO)のライモンド・ルッツ(Raimund Lutz)次長と欧州最大の特許情報使用者グループのミュンヘン事務所 PDG(Patent Documentation Group)のモニカ・ハネルト(Monika Hanelt)会長の基調演説が予定されている。

また、世界的な法律会社であるフィッシュ&リチャードソン(Fish & Richardson)ミュンヘン事務所のフランク・ピターラインス(Frank D., Peterreins)代表など、欧州特許情報分野の最高の専門家による講演も予定されている。

これとは別途に設けられたパビリオンでは、ウィップス(WIPS、韓国)、アニファイブ(ANYFIVE、韓国)、トムスン・ロイター(Thomson Reuters、イギリス)、レクシスネクシス(LexisNexis、オランダ)など、国内外 19 社の特許情報会社の様々な特許情報サービスを体験することが出来る。

韓国特許庁情報企画局のビョン・フンソク局長は、「PATINEX2012 は、経済危機の中でも貿易が増加している欧州に集中的にスポットを当て、韓国企業の特許登録件数が相対的に不足している欧州市場の最新動向を把握し、特許情報の活用戦略確立に最も良い機会だ。」と述べた。

カンファランス関連の資料は、PATINEX ホームページ(www.patinex.org)でダウンロードできる。

2-4 アイコン画像やロゴもデザインとして保護される

韓国特許庁(2012. 9. 7)

海外でデザイン権の手軽に獲得できるように、デザインの国際出願に関する条約の加入が推進されるほか、アイコン画像やロゴなどのグラフィックデザインの保護が強化される。

韓国特許庁は、韓国のデザイン産業の競争力強化に向け、2014 年 1 月 1 日の施行をメドに、デザイン保護法を全面改正すると 6 日に発表した。

これと関連し、韓国特許庁は、立法予告と法制処の審議、国务会議の議決を経て今年中に国会に方案を提出する計画だ。

今回の全面改正の推進は、国内外のデザイン産業の環境変化に積極的に対応し、創作者の権利保護を強化するほか、出願人の利便性を高めることが目的である。

第 1 に、海外でデザイン権を迅速かつ便利に確保できるよう、国際機関である WIPO(世界知的所有権機関)のデザイン国際出願協約「ヘーグ協定」の加入を推進する。

韓国特許庁は、法改正が年内に行なわれた場合、2013 年 10 月 WIPO にヘーグ協定への加入を寄託する計画だ。

ヘーグ国際出願システムを利用すれば、一度の出願手続きで希望する諸国に出願すると同じ効果があり、手続きが便利になる上、個別国への出願よりコストも大幅削減できる。

ヘーグ協定加入は、特許(PCT 国際特許出願)、商標(マドリッド国際商標出願)に続きデザイン(ヘーグ国際デザイン出願)まで、知的財産権において重要な 3 つの権利(特許・商標・デザイン)に関する国際出願システムを備えることになる。

第 2 に、グラフィックデザインのような 2 次元的なヴィジュアルデザインの開発と産業界の活用が拡大されるほか、多様化しつつあるデザイン業界の環境変化を積極的に反映し、これまでデザイン保護法では保護されなかったり、保護が不十分だったアイコン画像やロゴなどの 2 次元的なグラフィックデザインも権利として保護されるようにする計画だ。

*2011 年の調査結果、ヴィジュアルデザインの活用率(49.4%)が製品デザイン(43.2%)より高い

アイコン画像のようなグラフィック・ユーザー・インタフェース(GUI)をグラフィックデザインとして登録すれば、液晶画面にある全ての IT 製品に権利の効力が及び、権利者の許諾なし使うことができなくなる。

現在、アイコン画像は、1 つの物品の部分的なデザインとしてのみ登録できるため、その物品にしか権利の効力が及ばず、保護したい全ての物品をそれぞれ登録しなければならないため、権利保護は不十分かつ制限的なものとなっている。

また、BI(Brand Identity)や CI(Corporate Identity)に使用されるロゴの場合、厳しい登録要件を満たさず、商標として登録されなくても、デザインの創意性が認められれば、グラフィックデザインとして登録できるため、より強力に保護される。

*現在、ロゴは、製品や会社などの名前が特殊で高度に圧縮された形で表現されるため、「簡単でありふれた標章」に該当するか、「使用による識別力が無い」などの理由で商標登録が拒絶される可能性が高い。

第3に、優秀で競争力のあるデザインの創作と権利化を奨励するため、創作性の要件を強化し、デザイン権の保護期間を現在の「登録日から15年」から特許と同じく「登録日から出願日の20年後」に延長するほか、独自の権利行使が不可能な類似デザイン制度の問題を解決するために関連デザイン制度が導入される。

その他にも、出願人の利便性を高めるために1つの出願書で100のデザインまで提出できるようにし、また、新規性喪失の例外主張の手続き期間も「拒絶理由通知に対する意見書の提出期間」等に大幅拡大される。

*(新規性喪失の例外主張)デザイン登録を受けることができる者のデザインが公開された場合、そのデザインをその日から6カ月以内にその者が出願すれば、新規性の判断においてこれを公知デザインとして見なさないようにする制度である。

韓国特許庁商標デザイン審査局のイ・ジュンソク局長は、今回のデザイン法改正についてこう説明する。

「最近デザインの重要性が高まっている国内外のデザイン産業の環境変化を反映し、デザインの保護範囲を拡大し、創作性の高いデザインを強力に保護する制度を構築することで、韓国企業の国際舞台におけるデザイン競争力を支援することにその目的がある。」

参考1 デザイン保護法の全面改正(全部改正)の主要内容

<主要内容>

- (1)ヘーグ協定(ジュネーブ法)加入を通じたデザインの国際出願制度の導入
- (2)デザイン産業の環境変化に積極的に対応
 - デザイン産業の環境変化に応じ、グラフィックデザインを保護対象に拡大
- (3)強いデザインの創出を通じた創作者の権利保護を強化
 - デザインの創作性要件の強化、デザイン存続期間の延長、関連デザイン制度の導入、拡大された先出願適用要件の緩和、デザイン公知証明制度の根拠規定の制定など
- (4)出願人の利便性向上及び規制緩和
 - 複数デザイン登録出願制度、新規性喪失の例外主張手続きの見直し、再審査請求事由の拡大
 - 出願手続きの補完制度と審査官による職権補正制度の導入、デザイン権の効力が及ばない範囲の調整など
- (5)その他の不合理な用語の修正及び法律文の体系を整備
 - 「デザイン保護法」の題名を「デザイン法」に、「デザイン無審査」を「デザイン一部審査」に変更など

※今後の推進日程

意見の聴取	法制処の審査	国务会議	国会提出	加入の寄託	法の施行
12. 6～7月	12. 9～10月	12. 11月	12. 11月	13. 10月	14. 1月

(1)ヘーグ協定(ジュネーブ法)加入を通じたデザインの国際出願システムを導入

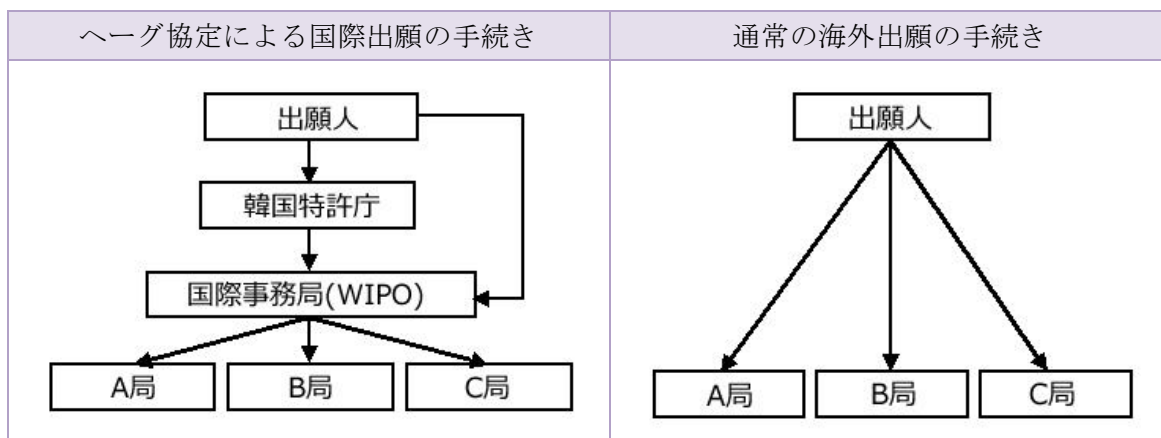
□協定の概要

-1 つの出願書を世界知識財産権機関(WIPO)に提出すれば、複数の指定局に出願した効果を与えるデザインの国際出願に関する条約

* 特許の PCT(1984 年に加入)、商標のマドリッド議定書(2003 年に加入)に該当する条約

-ヘーグ協定ジュネーブ法は、審査主義国の加入を誘導するため、審査主義国の様々な法制を反映し、1999 年に制定

*2012 年 9 月現在、EU などの 45 カ国が締約当事者として加入



□加入の必要性

- デザインの国際化及びグローバル競争の加速化で韓国企業が迅速かつ簡単に海外のデザイン権を確保できるインフラ構築が必要

* 韓国業界のアンケート調査(2008)でも加入賛成の意見が優勢(66%)

□期待効果

- 1 回の出願で保護を受けようとする全ての国で効力が発生するため、韓国企業の海外でのデザイン出願及び管理の効率性が向上

- ヘーグ国際出願システムを利用する場合、個別国に直接出願するより出願費用と代理人の選任費用が大きく低減

* 国際出願時の費用削減額(1 件当たり 2 デザイン基準): 3 カ国(韓国、欧州、スイ

ス)を指定した時には、約 250 万ウォン

- 特許・商標に続くデザイン国際出願制度の導入で知財権 3 権の国際出願システムの構築及びデザイン制度のグローバル化をリード
 - * 韓国が加入した場合、米国・日本・中国などの知財権大国の加入が促進されると期待

(2)デザイン産業の環境変化に積極的に対応

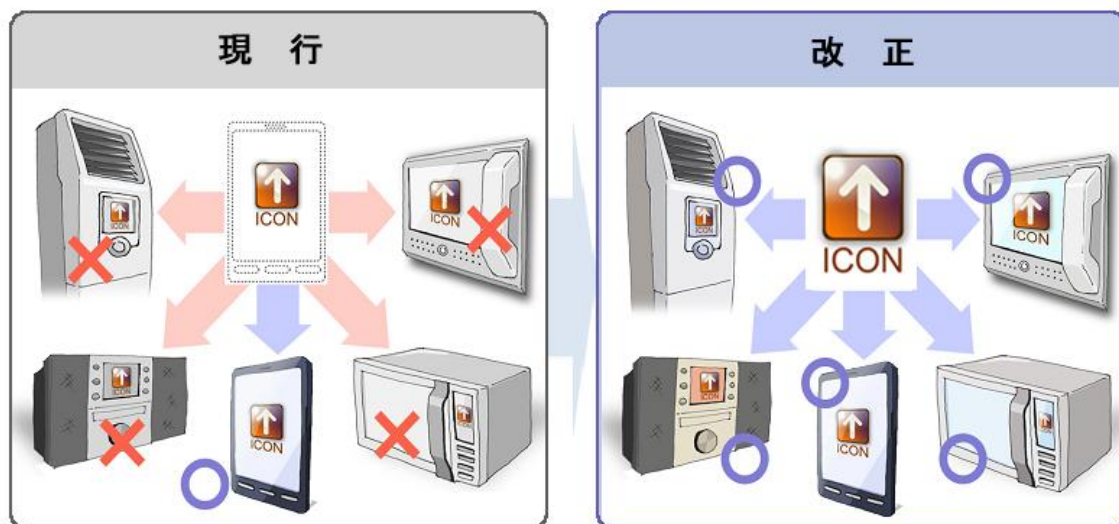
□デザインの保護範囲の拡大

- (変更内容)立体的な形状を持っている製品デザインからアイコン画像、グラフィックシンボル、ロゴ、文様など、2 次元的なグラフィックデザイン*にまで保護対象を拡大

*「グラフィックデザイン」とは、形・色、または、これらの結合した物であり、絵の記号が図形に表現された視覚的なイメージを意味し、グラフィックシンボル、ロゴ、飾り、表面の文様などを含める



<グラフィックデザイン(例. アイコン画像)の権利範囲の変更>



- (変更理由)2 次元的な視覚デザインの開発領域が大きく拡大*されており、法による保護の必要性が高まっているほか、デザイン産業界の立法需要も反映
 - * 2011 年の産業デザイン統計調査(韓国デザイン振興院)の結果、視覚デザイン

は、活用率が 49.4%と、製品デザイン(43.2%)よりその重要性が増加した。WIPO の調査結果、応答した国の 81%が保護中

- (期待効果)デザイン産業環境と顧客の需要変化及び国際的な規範に積極的に対応し、韓国のデザイン競争力を向上

(3)強いデザインの創出を通じ、創作者の権利保護を強化

□デザイン創作要件の強化

- (変更内容)1つの公知デザインや国外の周知デザインなどから容易に創作できるようなデザインも登録を拒絶
- (変更理由)公知デザインの2つ以上の結合により容易に創作されたデザインのみ登録されないと解釈される余地をなくし、外国の有名なデザインを模倣したデザインも排除

* 韓国最高裁の判例(2008 フ 2800)：法第5条第2項は、第1項の各号に該当するデザインの結合だけでなく、それぞれにより、容易に創作できるデザインも含める

- (期待効果)デザインの創作性要件を強化することで、登録デザインの創作水準を向上し、法適用の一貫性を確保して強いデザイン権創出に貢献

□デザイン権の存続期間の延長

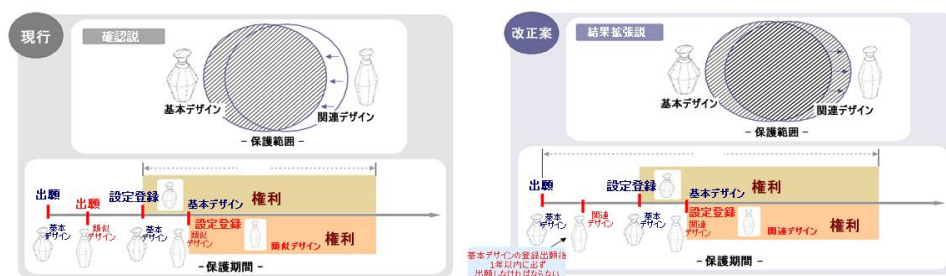
- (変更内容)デザイン権の存続期間を設定登録日からデザイン登録出願日の20年になる日までに規定



- (変更理由)デザイン権の存続期間を拡大しつつある主要国のトレンドを反映
 - * デザインの多出願人を対象に行なったアンケート調査の結果、応答者の 55.2%が存続期間の延長に賛成し、延長期間については 77.9%が 20 年以上を望んでいる。(日本：15 年→20 年(2006 年に改正)、欧州：25 年)
- (期待効果)創作者及びデザイン権者の権利保護強化及び国際規範との調和

□関連デザイン制度の導入

- (変更内容) 現行の類似デザイン制度を廃止し、独自の権利範囲を与える関連デザイン制度を新設
 - * 関連デザイン制度とは、自己による出願、または、登録デザイン(基本デザイン)のみに類似なデザイン登録を許容することで、類似なデザインに独自の権利範囲を認める制度である。



- (変更理由) 現行の類似デザイン制度は、類似デザインの独自の権利範囲が認められないため、権利者は独自の権利行使が出来ない。
 - * 「侵害デザイン(確認対象デザイン)は、基本デザインと類似ではないため、類似デザインと対比する必要もなく、類似デザインの権利範囲に属さない」(2007フ4847)
- (期待効果) 関連デザインに独自の権利範囲を与えることで、類似デザイン制度の問題を解決

□本人出願について拡大された先出願適用の排除

- (変更内容) 同一出願人のデザイン同士には、拡大された先出願主義を適用しないように規定
 - * 拡大された先願主義は、部分デザインの登録で存続期間が延長されることを防止するため、全体のデザイン(カメラ)をまず出願し、部分デザイン(レンズ)を後で出願した場合には、登録が受けられないようにする制度である。



- (変更理由)最終製品のデザインを先に出願し、その部品(部分)デザインを後で出願した場合、出願人が同一であれば、その部品(部分)デザインの創作的価値を認め、登録できるようにする。
 - * 同一人について拡大された先出願主義を適用しなくても、先出願が公開、または、公告される前までに登録時期が制限されるため、権利の実質的な延長効果は大きくないと判断
- (期待効果)出願時期に関係なく、最終製品のデザインと部品(部分)デザインが全て登録できるため、創作者を厚く保護することが出来る。

□デザインの公知証明制度の根拠を確立

- (変更内容)専門調査機関の業務に未登録のデザイン公知証明業務を追加して未出願デザインも保護されるようにする。
 - * 公知機関による最初公開は、デザイン保護法による公開と見なす
- (変更理由)出願されていないデザインの創作者であることを簡単に立証できるように公信力のある機関による公知証明制度の導入が必要
- (期待効果)未出願のデザインに対する効果的な保護と紛争を事前の紛争防止

(4)出願人の利便性向上及び規制緩和

□複数デザイン出願制度の見直し

- (変更内容)同分類に属する物品は、100のデザインまで1つの願書に提出することができ、その一部に対しても登録、または、拒絶できるようにする。
 - * (複数デザイン出願制度)デザイン無審査登録制度の導入とともに、1デザインに1出願原則の厳しい適用による出願手続きの不便の解消と、出願費用の軽減を図るために1998年3月1日に導入
- (変更理由)同分類内であれば1つの願書に100のデザインまで提出することを許容するヘーグ協定の加入に備える。
- (期待効果)出願人の利便性の向上及び国際規範との調和

□新規性喪失の例外主張手続きの改善

- (変更内容)新規性喪失の例外主張及びその証明書類の提出時期を出願時だけでなく、補正時、異議申立ての申請時、無効審判の提起時にも可能にする。
 - * (新規性喪失の例外主張)出願前にデザインが公知された場合、そのデザインをその日から6ヵ月以内に正当な者が出願すれば、新規性及び創作性の規定の適用に当たって、そのデザインを公知デザインと見なさず、新規性のあるものとする制度である。
- (変更理由)新規性の喪失例外を主張する手続き期間を途過したことをもって時間と努力をかけて創作したデザインを登録しないのは、過酷である。
- (期待効果)出願人の利便性の向上とともに、制度運営の効率性を向上

□補正時期及び再審査請求事由の拡大

- (変更内容)願書や図面の記載をデザイン登録の取消し決定、又は拒絶決定の不服審判請求日から 30 日以内に補正できるようにすると共に、図面以外の出願書の記載事項も拒絶決定書の送達日から 30 日以内に補正可能にする。
- (変更理由)不服審判手続きにおいて願書や図面の記載事項の補正ができない上、出願書の記載事項は、再審査の請求時にも補正できないため、不便となっている。
- (期待効果)審判請求時にも補正を可能にすると共に、再審査請求対象を拡大することで出願人の利便性を向上

□出願手続きの補完制度の導入

- (変更内容)出願日の認定と関連し、重大な瑕疵がある場合にも、当該出願を返戻せず、それを補完すれば、その補完した日を出願日として認定
 - * (重大な瑕疵)デザイン出願の目的が不明、出願人の情報と図面の未記載、又は、不明確など
- (変更理由)出願書類を返戻した場合、出願人は、問題がある書類を含めた全ての書類を再提出しなければならず、不便であった。
 - * PLT(特許法条約)、TLT(商標法条約)、ヘーグ協定など、国際条約にも類似の規定がある。
- (期待効果)出願人の利便性の向上と国際規範との調和を図る。

□審査官の職権補正制度の導入

- (変更内容)願書に物品の名称と物品類が明白に間違っていて記載されていた場合、審査官の職権で補正
- (変更理由)単純な記載誤びゅうなどは、補正の要求無しに審査官が職権で補正することで、不必要な手続きの遅延を防止
- (期待効果)拒絶理由の通知、補正書の提出などによる不必要な審査処理の遅延(3 ヶ月必要)の防止により、迅速に登録

□デザイン権の効力が及ばない範囲の調整

- (変更内容)デザイン権の効力が及ばない範囲に教育・引用・報道のための実施行為を追加
 - * 現在、デザイン権の効力が及ばない範囲は、研究・実験目的の実施、国内を通過する船舶などに使用される物、出願時からあった物に限定されている。
- (変更理由)著作権との調和を図る。
- (期待効果)公益の目的のために第 3 者の自由な実施を保証することで、公共の利益との調和を図る。

(5)その他の不合理な用語の修正及び法律文の体系を整備

題名の変更(デザイン保護法→デザイン法)、用語の変更(無審査→一部審査)、民法改正事項の反映(禁治産者→被成年後見人)、分かり易い法令の確立などを含める。

2-5 [技術事業化のハブ化元年宣告]未活用の特許で販路開拓に成果

電子新聞(2012.9.11)

韓国のテドク技術事業化センター(以下「センター」)の技術信託事業が初期段階を越え、本格的な成果を出している。

技術信託は、特区内において公共研究機関と大学の未活用特許技術の信託を受け、企業に移転する事業だ。

この事業を通じて2010年に8件、2011年に13件、今年上半期に6件と27件が民間に移転された。センターは、下半期に技術移転が集中することを踏まえれば、今年の年末までに20件以上の技術が企業に移転されると予想している。

技術移転額も2010年3400万ウォン、2011年1億5300万ウォン、2012年6月現在2億1300万ウォンと大幅増加している。

技術信託を依頼する機関にも支援が行なわれる。

研究機関や大学がセンターに技術信託を依頼すれば、2年間特許料の半分の支援し、技術の企業への移転も支援する。これまで研究機関は、毎年、特許を維持するために多くのコストをかけ、採択されない技術は廃棄を余儀なくされた。

センターでは、現在、特区育成事業である技術探索移転、特区技術事業化など、他の事業と連携して技術信託を通じた技術移転の成功率を高めるために取り組んでいる。

例えば、特区育成事業として毎年施行している技術探索移転で発掘された最新の優秀な技術と信託技術を共同でマーケティングしたり、信託技術を特許技術事業化の広報技術に含ませて統合を固めることで、技術移転及び事業化の可能性を向上させている。

センターの関係者は、「今年からは、新規信託の件数を減らす代わりに、活用可能性が高い技術を選別して質を高め、発明者が移転技術を渡す際の費用も支援し、成功率を更に高めていきたい。」と述べた。

一方、特区本部は、現在780件の公共技術を信託され、移転を受ける技術を募集している。

<シン・ソンミ記者>

2-6 特許技術動向調査、政府R&Dのナビゲーターに

韓国特許庁(2012.9.11)

2013年からR&D部署が韓国特許庁に申請する全てのR&D課題を対象に特許技術動向調査を実施した結果、2011年の1年だけで約4,505億ウォンの予算削減の効果が発生し、未支援事業に比べて1.37倍特許の追加創出、1.44倍の優秀特許創出効果があると調査された。

これを受け、韓国特許庁は、2011年の56%水準である特許技術動向調査の実施率を2013年に70%にまで引き上げ、早いうちに各部署、全課題に拡大する計画であり、公共機関のR&Dにも支援対象を拡大する計画だ。

韓国特許庁は、2005年からR&D部署に施行する政府R&D事業の事前企画及び課題選定の前に関連技術分野の特許情報を分析・提供し、重複投資を防止し、優秀な特許創出を支援する特許技術動向調査の事業を2012年現在、16のR&D部署に拡大して支援している。

調査内容は、国内外の先行特許のうち、既に先占された特許と特許紛争の可能性がある領域についてR&D課題の遂行前に特許情報を提供し、海外企業などの特許訴訟、ロイヤルティ支払いを事前に防止し、先占されていない技術領域の情報を提供して優秀な特許を確保できるR&D方向を提示するというものだ。

韓国特許庁は、11日、ソウルで16部署のR&D担当課長及び研究管理専門機関の関係者約60人が参加して事業の成果を共有し、事業発展方策を議論するための「政府R&D効率化に向けた部署レベルの特許技術動向調査の懇談会」を開催すると発表した。

その場で、知識経済部傘下の研究管理専門機関である韓国産業技術評価管理院(KEIT/院長イ・ギソプ)のチョ・イルグ企画チーム長は、テーマ発表で「政府のR&D課題を企画する際に、特許技術動向調査を積極的に活用し、ナノ融合・バイオなど、25大産業技術分野の中で160の未来技術を発掘・選定するという成果を上げた。」と述べ、KEITで企画する課題に対する特許技術動向調査の支援の拡大を韓国特許庁に要請した。

キム・ホウォン特許庁長は、「政府R&Dの企画段階から特許情報を積極的に活用すれば、効率性が高まり、質の良いR&Dを生み出すことができる。」とコメントした。

2-7 「国家R&D投資」の活用性が悪い

電子新聞(2012.9.13)

政府が大学と公共研究所に投入する巨額の「国家R&D投資」が、特許につながるなどの有効性がないものと調査された。

政府は、大学・公共研究所に4年間147兆5826億ウォンにのぼる「国家R&D投資費」を支援したが、大学・公共研究所がR&D研究を通じて得た技術料の収入は、全体投資費の3.1%に過ぎない4593億8000万ウォンであることが分かった。

国会の知識経済委員会のチョン・ウテク議員(セヌリ党)に韓国特許庁が13日に提出した「公共研究機関・大学の特許未活用関連資料」によると、政府は、大学・公共研究所に△2007年31兆3014億ウォン△2008年34兆4981億ウォン△2009年37兆9285億ウォン△2010年43兆8546億ウォンなど、総額147兆5826億ウォンをR&D投資費として支援したと計上された。

しかし、大学・公共研究所がR&Dを通じて技術開発した後、技術移転・事業化など

で得た技術料の収入は△2007年 1044億 1300万ウォン △2008年 1287億 8600万ウォン △2009年 1016億 6700万ウォン △2010年 1245億 1400万ウォンなど、総額5414億 1000万ウォンに過ぎなかった。

開発が完了した技術の活用度をはかる特許活用の割合も非常に低い水準にとどまった。

韓国知識財産研究院の「2011年知的財産活動の実態調査」の資料によると、大学・公共研究所が技術開発を完了した後、韓国特許庁に登録した特許のうち3分の2以上は活用できない特許であることが明らかになった。

2008年から2011年まで大学・公共研究所が韓国特許庁に登録した20万678件の特許のうち、活用されていない特許の割合は、71.8%(14万4000件)に達した。

さらに、大学・公共研究所が特許活用について韓国特許庁に申告する手続きがなく、韓国特許庁は、特許を保有している大学・公共研究所のなかで標本を抽出し、間接的に未活用特許割合を調査したという。

チョン議員は、「大学、公共研究所、韓国特許庁、産業界を網羅する総合特許サイトを立ち上げ、需要者と供給者間で直接の取引が行われるよう仲介する案を設けるべきだ。」と指摘した。

<イ・ホスン記者>

2-8 特許行政の主人は、あなたです

韓国特許庁(2012.9.13)

知的財産の重要性が強調されている中、韓国特許庁は、6日に知的財産専門家である弁理士との懇談会を開き、そこで聴取した弁理士業界の意見を政策に積極的に反映する計画であると発表した。

弁理士との懇談会では、知財権の訴訟代理制度、試験制度、弁護士に弁理士資格を自動的に与える制度など、弁理士制度全般にわたる議論が行われた。中間審査処理機関の短縮、特許情報の提供など、出願・登録の全体的な手続きについての政策提言も出された。

キム・ホウォン庁長は、弁理士の共同訴訟代理の立法化推進には、弁理士の訴訟能力を向上させる教育プログラムなどを設けて、国民的コンセンサスを形成する一方、職役利己主義から脱した需要者観点からの進歩した代案の模索が必要だと強調した。

韓国特許庁は、懇談会で聴取した弁理士業界の提言のうち、直ちに施行できる事案については、担当部署別に試行計画を立てて推進することにした。また、弁理士制度の改善については、9月中に各界の専門家で構成された「弁理士制度改善委員会」を立ち上げ、弁理士法の全部改正を推進する予定だ。

これに先立ち、韓国特許庁は、5月に弁理士とのコミュニケーション強化に向け、弁理士業界の意見を聴取し、担当部署別の改善策を設けた。政策分野、審査・審判実務な

どについて 122 件の提言事項が聴取され、すでに推進している 61 件(50%)を除いた 40 件を政策に追加反映する。

キム・ホウォン庁長は、「今回の弁理士との懇談会を契機に現場の意見が特許行政制度改善に反映できるよう、コミュニケーションの場を持続的に設けたい。」と述べた。

<参考 1 > 弁理士との懇談会の主な議論内容

□弁理士訴訟代理の立法化など、弁理士の制度改善に関する議論

- (弁理士訴訟代理権)弁理士の訴訟代理権関連の憲法申し立てが棄却されたことを受け、韓国特許庁が弁理士の共同訴訟代理の立法を推進してほしいことを提言
- →弁理士が研修を受け、法的能力を向上させるなど、弁理士共同訴訟代理におけるコンセンサスの形成が求められており、職役利己主義ではなく、需要者観点から進歩した代案を模索する必要がある。
- (弁護士の弁理士資格の自動的取得)自動的に資格を与える案を廃止するか、実務研修、又は能力検証試験後に資格を与える案を提言
- →弁理士法の全部改正時に検討するが、弁理士会で資格問題について TF を構成し、具体的な資料を提示する必要がある。

□審査処理期間など、出願・登録全般にわたる手続きについて

- (審査処理機関)中間審査処理機関の短縮及び審査期間の短縮後にも親切的な行政サービスの維持を提言
→中間審査は、現在 4.8 ヶ月に短縮しており、今年下半期まで 4 ヶ月に短縮し、優先審査は 2 ヶ月以内にする計画
→特許処理機関の短縮と審査品質を同時に考慮
- (特許審査ハイウェイ)日本が韓国の審査結果を尊重するように協議を提言
→日韓長官会談の際に相互尊重案を協議
- (特許情報の提供)基盤産業の強化という面で韓国特許庁が検索システムを開発・奨励し、出願関連の月別統計の提供を提言
→政府が加工された供給情報を提供することは、民間市場を萎縮させる恐れがあり、KIPRIS プラスを通じて、低価格・高品質のサービスを提供
→来月の公開は難しいが、現在、2 ヶ月前の統計は公開中

<参考 2 > 弁理士の提言事項についての推進計画

- ◆ 弁理士による提言事項についての改善策を設け、直ちに試行可能な事項は、担当部署で直ちに推進
- ◆ 弁理士制度の改善と関する事案は、弁理士法の全部改正時に各界の専門家が議論を行い推進

<1> 弁理士による提言事項についての改善策の確立

□弁理士による提言聴取の結果

- 弁理士制度の改善、政策の推進、審査審判の実務などに関する 20 件の提言事項を聴取(事前書面提言 16 件、懇談会における追加提言 4 件)
*弁理士の訴訟代理権の確保など、大韓弁理士会の懸案と一般弁理士の政策提言など様々な提言事項が含まれている

□提言事項についての検討を推進

- 事前質疑提議事項及び懇談会の際に提起された追加提議事項について担当部署で検討(2012.9.10～11)
 - 「直ちに試行可能な事案」と「長期的課題として推進すべき事案」を把握

□提示事項による制度改善の推進

- 弁理士による建議事項のうち、「直ちに試行可能な事案」については、担当部署で思考計画を確立して直ちに推進
 - 施行後、大韓弁理士会のホームページなどを通じて改善事項を告知(2012.9)
- 「長期課題として推進すべき事案」及び弁理士法の改善を通じて解決すべき事案は、担当部署で思考計画を設けて持続的に検討
*弁理士資格など、制度の改善は、弁理士法の全部改正時に検討

<2> 弁理士法全部改正の推進

□大韓弁理士会と協調し、弁理士制度の全般的な改善を推進

- 弁理士界、学界、法曹界、産業界など、多様な利害関係者で構成された「弁理士制度の改善委員会」を立ち上げ、事前的なコンセンサスを形成
- 弁護士の弁理士資格要件の明確化、弁理士の公共的活動の強化など、資格制度全般にわたる事項を検討し、法改正に反映

< 推進日程 >



<参考3> 弁理士のコミュニケーション強化に向けた弁理士業界の意見聴衆検討

の結果

1.推進の背景

- 韓国特許庁の主な顧客である出願人、弁理士などを対象に、特許行政における不満要因を把握、改善することで顧客の満足度を向上

2.推進の経過

- 弁理士のコミュニケーション強化に向けた弁理士業界の意見を聴取(5月～6月)
 - ーオンブズマン、監査諮問委員、受験弁理士を対象に懇談会を開催
 - ー大型法律事務所の職員及び個人事務所の職員によるブラウンバックミーティング、庁出身弁理士による懇談会、大韓弁理士界による懇談会を開催
- 業界の意見聴取事項について室・局別の検討(6月～7月)
 - *提言事項を室・局別(22部署)に検討し、次長に報告後、監査担当官室に提出
- 室・局別の検討事項について再検討を推進(8月)
 - *室・局別の検討の結果について庁長の検討後に再検討
 - *弁理士界の懇談会(2012.9.6)を通じて室・局の検討結果を告知

3.意見検討の結果

- 政策の推進、審査審判の実務などについて122件の意見を聴取
 - *弁理士が体感している不満要因、政策提言などの細かな意見まで全てを含める
 - *受け入れ：40件、不接受入れ：21件、既推進：61件

2-9 韓国特許庁、特許情報院に先行技術調査の受注を丸投げ

電子新聞(2012.9.14)

韓国特許庁が特許・実用新案の先行技術調査業務を傘下機関である韓国特許情報院に一括下請け(丸投げ)していたことが明らかになった。

サムスン電子とアップルの特許訴訟で知的財産権の重要性への関心が高まっているなか、韓国特許庁が知的財産サービス産業の育成において、却ってネックになっているという指摘が上がっている。

キム・ハンピョ国会議員(無所属)が韓国特許庁から受けた「先行技術の外部調査事業の推進実績」資料によると、2008年から2012年の現在、韓国特許庁が外部下請けで行った特許・実用新案の先行技術調査業務の8割以上を傘下機関である韓国特許情報院(特許情報振興センター)が行った。

この業務の民間会社の参加率は2割にも満たない水準だ。

今年も同じ状況だ。

韓国特許庁は、今年8万4230件(下請け費用236億ウォン)の特許・実用新案先行技術調査業務を外部の専門調査機関に依頼する予定だ。このうち、83.5%(7万306件、下請け費用197億ウォン)を韓国特許情報院に、残りの16.5%(1万3千924件、下請け費用39億ウォン)は、W社やI社などの民間会社2社に依頼する予定だ。

これは、2008年の民間知財サービス専門企業の下請け割合の20.03%より減少した数値だ。

キム・ハンピョ議員は、「韓国特許庁のこうした一括下請けは、2005年に民間知財サービス産業の育成に向けた先行技術調査業務に民間企業を参加させた目的に逆行するものであり、知財サービス産業の育成を義務付けた知的財産基本法の旨にも反するものだ。」と批判した。

韓国特許庁が発注する先行技術調査の外部調査事業に民間知財サービス専門企業の下請け割合が毎年減少しているのは、韓国特許情報院の度を越えた市場参加、特許庁指定の専門機関への高い進入障壁などが理由として挙げられる。

韓国特許庁の内部指針である「先行技術調査の専門機関の指定及び運営に関する要領」では、専門機関の指定は特許庁長がいくつかの専門機関を定め、指定計画を公告し、民間会社が参加する方法で行われているが、2008年以降公告は1度も行なわれなかった。

すでに指定されている民間知財サービスの専門企業も指定取り消しなどで変更された場合が1度もなく、新規会社が参加する可能性が非常に低くなっている。

韓国特許庁が傘下機関に一括下請けを行なったうえ、追加の専門機関の選定も怠り、零細な知財サービス業界では、「韓国特許庁が知財サービス産業を育成しているところか、逆に枯死させている」という不満の声が上がっている。

キム議員は、「知財サービスへの韓国企業の需要が高まっているが、国内の知財サービ

ス会社が零細であるため、大企業は、巨額の資金を海外知財サービス会社に支払っている。グローバル知財サービス企業と競争できるよう、国内の民間知財サービス産業を積極的に育成すべきだ。」と強調した。

<シン・ソンミ記者>

模倣品関連及び知的財産権紛争

3-1 「コーロンスポーツ販売差止め」米国裁判所の判決で

デジタルタイムズ(2012.9.2)

コーロンスポーツ(KOLONG SPORTS)は、米デュポン社が提起した訴訟で、営業秘密侵害を理由に全世界における販売差止め処分を言い渡された。アップルとサムスン電子間の訴訟に続き、米国裁判所が自国企業に有利な判決を言い渡したことで、保護貿易だという声が高まっている。

2日、コーロンによると、米国バージニア州のリーチモンド地方裁判所は、現地時間の30日、コーロンインダストリーのパラ系アラミド繊維「ヘラクロン」について、今後20年間、全世界で生産及び販売、営業の差し止めに判決した。昨年11月に技術を盗用したとして9億1900万ドル(約1兆400億ウォン)の賠償を命じた判決の後続措置として出された。

昨年の売上が約4兆ウォンとなったコーロンインダストリーのアラミド繊維関連の売上高は、約1000億ウォンと全体の2.5%だ。パラ系アラミド繊維は、防弾チョッキに使われる先端特殊化学繊維素材であり、コーロンは、2005年、世界で3番目にアラミド繊維の商用化に成功した。2006年から生産、販売してきたが、世界市場の50%のシェアを持っているデュポンが自社の独自技術をコーロンが盗用したとして訴訟を提起した。

今回の判決は、最近のカリフォルニア州サンノゼ地方裁判所でサムスンのアップル特許権侵害の判決に続いて出されたため、米国の保護貿易主義に傾いた判決ではないかという批判の声が上がっている。また、今回出された全世界での生産及び、販売差止めの命令は、地方裁判所の権限を越えた越権行為で、常識外れの判決だという声もある。該当判決を下した裁判官がデュポン社側の法律事務所で21年間勤めていた弁護士だったため、判決の不公正への批判がさらに高まっている。

コーロンもサムスンと同じく、自社に有利な証拠と証人は採択されず、該当地域の企業が要請した証人と証拠のみが採択されるなど、裁判は一方的に行なわれた。これと関連し、コーロン側の弁護士は、「今回の裁判でコーロンに有利な証拠と証言の不公正な排

除、裁判の手続き上の問題など、多くの間違いがあった。」と述べた。

今回の訴訟は、専門性に欠けている地域住民に構成され、訴訟の本質が理解できていない状態で地域企業に有利な評決を出したという点で、サムスン電子とアップル間の特許訴訟と似ている。リーチモンドにデュポンが約 90 年間運営してきた最大工場があるという点と、アップルの本社がサンノゼから 10km も離れていないクパチーノにあるという点で、地域企業だといえる。

コーロンは、デュポンが訴訟の理由として提示した営業秘密は、既に公開されていることを強調し、不公正な判決を受け入れ難いという意志を明らかに示した。特に、生産中止が長期化すれば、生産工場のヘラクロン事業部の従業員が職を失う可能性があるため、強力に対処しなければならないと説明した。

一方、米国連邦控訴裁判所に提出した地方裁判所の判決についての執行停止緊急申請が受け入れられたため、先月 31 日に稼働を中止していた慶尚北道の亀尾(クミ)工場を 1 日から再稼働した。コーロンは、バージニア地裁の判決後、直ちに該当の地裁と米国第 2 巡回控訴裁判所に執行停止の仮処分をそれぞれ提起し、近く控訴も進める計画だ。

コーロンの関係者は、「米国の地方裁判所でどうやって世界における販売を差止められるのか理解ができない。今回の判決に対する執行禁止仮処分の申請とともに、控訴を準備する計画だ。」と述べた。

<イ・ホンソク記者>

3-2 アップル「ギャラクシー3」も提訴…訴訟合戦も全面戦に

デジタルタイムズ(2012.9.3)

アップルがサムスン電子の戦略的商品である「ギャラクシーS3」と「ギャラクシーNote」について、特許侵害で追加提起した。これまでは「角丸」などのデザインを問題にしてきたが、今回の訴訟は、アンドロイドの基幹ソフトウェアを直接狙ったもので、アップルがサムスンへの訴訟を通じて、グーグルのプラットフォーム全体に圧力をかけ始めたと分析されている。

米国時間の 1 日、ロイターなどの外国メディアは、アップルがサムスン電子の「ギャラクシーS3」、「ギャラクシーNote」、「ギャラクシーTab」を含めた 4 つの製品が自社のソフトウェア関連の特許を侵害したとして米国カリフォルニア北部裁判所に追加提訴したと報じた。

アップルは、2 月に「ギャラクシー・ネクサス」について提起した訴状を修正し、「ギャラクシーS3」や「ギャラクシーNote」をはじめ、「ギャラクシーTab7.0」、「ギャラクシーTab8.9」など、米国の通信キャリアを通じて販売されている 28 機種モデルを追加した。アップルは、先月 24 日に米国の陪審員評決を通じて「ギャラクシーS」、「ギャラクシーS2」の特許訴訟で完勝しており、今回の追加訴訟でサムスンのギャラクシーブ

ランド全体を特許侵害品目に含ませた。そのうち、「ギャラクシーS3」、「ギャラクシーNote」は、世界的な人気モデルとして順調な売れ行きを見せ、「1000万台モデル」となっているため、サムスンとアップルの訴訟合戦は、一步も譲れない「チキンゲーム」が始まっているという見方もある。

アップルは、これまでは「角丸」デザインや「トレード・ドレス」を問題にしてきたが、今回の訴訟では、デザインには一切触れず、アンドロイドの基幹ソフトウェアを問題にした。アップルが提訴した特許は8件で、△ロックを解除 △データ統合検索 △ウェブページと電子メールなどで1度のタッチで電話をかけたり、電子メールを送ったりする機能など、全てソフトウェア関連の技術だ。

専門家は、今回の追加訴訟が局面を転換させ、追加訴訟を続けていくための圧力カードだとみている。「角丸」のデザイン特許権を認めた米国陪審員の評決後、非難の声が高まっており、日本の裁判所がサムスンに軍配を上げるなど、米国以外の地域では連敗しているほか、「反アップル」感情が現れ始めたためだ。東京地裁は、アップルが昨年8月に提起した特許侵害件(メディアプレイヤーコンテンツとPC情報の同期化方式)について、先月31日にサムスンが特許を侵害していないとしてサムスンに軍配を上げた。

また、アップルは、アンドロイドのレファランス携帯端末である「ギャラクシー・ネクサス」とサムスンの注力商品に対し、追加訴訟でアンドロイド開発者であるグーグルを本格的に訴訟合戦に取り込むという意志を示した。最近、グーグルは、サムスン電子の特許がアンドロイドの基幹技術とは関係がないと否定しているが、アップルが追加提訴した部門は、基本ソフト(OS)と密接に関係しているソフトウェア技術だということで、今回にはグーグルも逃げられないという分析だ。米国現地では、既に先月、アップルのティム・クック CEO とグーグルのラリー・ページ CEO が会合した際、アップルがグーグルに対し「最後の通告」のメッセージを送ったか「密約」を交わしたと伝えられている。

アップルの追加提訴に対する本案訴訟の審理は、12月に始まる。しかし、「ギャラクシーS」の訴訟が1年半以上かかったことを踏まえると、今回の訴訟も来年の下半期に原審の判決が出されると予想されている。サムスンとしては「ギャラクシーS3」と「ギャラクシーNote」を販売する時間的余裕は十分あるとみられるが、ソフトウェアのアップデートを準備しなければならないなど、追加の対策が迫られる。特に、アップルが「ギャラクシーS3」などに対する販売差止め仮処分申請を提起する可能性もあり、迂回技術の確保とともに、裁判所での真剣勝負も避けられないと見られている。

サムスン電子は、「市場での競争より、訴訟を利用してイノベーションを阻害しようという措置について、とても残念に思っている。消費者がサムスンの革新的な商品を選択するのに差し障りのないよう、法的対応を強める方針だ。」と述べた。

<パク・チソン記者>

3-3 サムスン、今月中旬頃に JMOL 申請…証拠収集に時間がかかる

デジタルタイムズ(2012.9.3)

サムスン電子がアップルと米国特許訴訟の陪審員評決に対する異議申し立てを早ければ今月中旬には申請すると予想されている。異議申し立ての日程が予想より遅れているのは、異議申し立ても膨大な資料と証拠を準備しなければならないためだ。

サムスン電子は、先月 24 日に陪審員の評決が出された後、評決に異議を申し立てる評決不服法律審理(JMOL)を申請するという立場を示した。しかし、評決が出されて 10 日近くが過ぎても JMOL を申請していないことが確認された。

特許専門家は、サムスン電子が今月中旬には JMOL を申請すると予測した。JMOL の申請のために資料の準備と他の証拠の収集に時間が要るためだ。JMOL 申請が新しい裁判を準備するのとはほぼ同じ水準の準備作業が必要だということが専門家の分析だ。

JMOL は、連邦巡回裁判所の控訴とも密接な関係があり、準備する事項が多い。

サムスン電子は、カリフォルニア地方裁判所の最終判決が出された後、連邦巡回裁判所に控訴する可能性が高いとみられている。連邦巡回裁判所は、控訴審でサムスン電子とアップルの特許侵害を再び裁判するのではなく、カリフォルニア地方裁判所の裁判過程や判決に問題がなかったのかを裁判する。サムスン電子としては、控訴審の際にアップルの侵害主張に対する新しい弁論や証拠を提示するのは不可能だ。

クオリア国際特許法律事務所のソ・ホソン弁理士は、「追加証拠の提出や新しい弁論主張のためには、カリフォルニア地方裁判所に JMOL を申請しなければならない。JMOL 申請のための資料準備やその他の証拠収集に時間が必要なので、早くても今月中旬以降に行なわれるとみている。」とコメントした。

サムスン電子は、JMOL で今回の陪審評決の有効性を集中的に反論する見通しだ。

実際に、陪審員は、サムスン電子がアップルの特許を侵害していないと評決した製品に賠償額を記入するなどのミスをした。一部の外国メディアは、陪審員が 700 の争点を僅か 22 時間で処理するなど、「陪審員の手引書」をきちんと履行しなかったという疑惑を提起した。また、評決を主導した陪審員長がスマートフォンの特許を保有していたという主張も提起されるなど、陪審員の評決過程における多くのミスを指摘すると分析されている。

アジュヤンホンのイ・チャンフン米国弁護士は、「陪審員評決がなぜ間違っているのかの分析と証拠を徹底に収集して JMOL を申請することは、新しい裁判を準備するほど時間がかかる。問題となった評決の有効性などが活用できるだろう。」と説明した。

<キム・インスン記者>

3-4 サムスン、雰囲気逆転のチャンスつかんだ

デジタルタイムズ(2012.9.3)

日本での訴訟日程

- 2011年4月21日、サムスン電子がアップル製品の仮処分を申請(아이폰・アイパッド)
- 2011年6月17日、アップルがサムスン製品の仮処分を申請(ギャラクシー-S,Tab)
- 2011年8月23日、アップルが本案訴訟を追加(ギャラクシー-S,Tab+S2)
- 2011年10月17日、サムスン電子がアップル製品を追加仮処分申請(アイフォン4Sなど)
- 2012年8月31日、アップルが提訴した特許1件について棄却判決

日本訴訟で問われた特許権

サムスン電子が主張する特許権

1. 飛行機モードの表示: 通信機能を活性化化する際にアイコンで表示
2. メイン画面の受信待ち受け表示関連: 受信待ち受け画面に日程などを表示
3. ツリー構造プログラム: 端末の非提供プログラムをダウンロードする際、データがツリーの形で表示

アップルが主張する特許権

1. PCと端末のマルチメディアデータを同期化する技術
2. バウンスバック

サムスンとアップルのホームである韓国と米国での判決後、日本で初めて行なわれた判決でサムスンが勝利した。米国で完敗したサムスンが日本での勝利をきっかけに再び特許戦争で有利な地位を確保したという分析が出ている。

東京地方裁判所は、8月31日、アップルが求めたサムスン電子の特許侵害訴訟について、サムスンに軍配を上げた。日本裁判所の中間判決は、アップルがサムスンに特許侵害を主張している2件のうち1件で、マルチメディアデータを同期化する技術だ。

日本における特許訴訟の主な争点は、アップルのデザイン特許権を認めるかどうか、そしてサムスンの通信技術について FRAND 規約に違反したかどうかだ。アップルが提起した残り1件のバウンスバック侵害とサムスンが特許侵害を主張している UI 関連の3件について裁判所の判断が重要になってくるという見通しだ。

日本裁判所の中間判決は、現在進行中の他国における裁判には大きく影響しないと分析されている。しかし、アップルのホームで完敗したサムスンとしては、米国以外の地域で初めて開かれた判決で勝利したという点で、大きな力になると見られている。米国のみアップルの一方的なデザイン独占権を認め、韓国に続いて日本でも事実上、サムスンが勝利したことで、雰囲気を変えさせる転換点になるということだ。

現在、サムスンとアップルが特許訴訟を行っている国は、ドイツ、イギリス、オランダ、韓国、米国、日本、豪州、イタリア、フランスの9カ国だ。このうち、裁判所で意味ある先例を残した国は、米国と韓国、オランダ、ドイツ、イギリスだ。現在は、一方的な勝利を認めていない雰囲気だ。サムスンが提起した無線通信技術の特許は、一部認

められたか、全く認められていない上、アップルのデザイン特許についても一部の国しか認められていないためだ。

オランダの裁判所は、サムスンの FRAND 規約と通信技術特許の消尽についてサムスンに軍配を上げる代わりに、サムスンがアップルの外見のデザインと UI デザインを侵害したことも広範囲に認めた。ただ、サムスンがアップルのデザインを模倣したという意図性は認められず、結果的には、サムスンが勝利したと評価されている。

イギリス裁判所は、ギャラクシー Tab がアイパッドのデザインを模倣しなかったとして明快にサムスンに軍配を上げた。しかし、イギリスでは、残りの製品に対するデザイン侵害についての議論はまだされていない状態だ。ドイツ裁判所は、サムスンが提訴した特許 3 件全てをアップルが侵害していないという判決を言い渡し、アップルが提訴した UI デザイン権など 6 件のうち 5 件についてはまだ答えを出していない。

サムスンとしては、最近、アップルのデザイン独占権に対する批判の声が高まっており、欧州に続き、韓国、日本など、米国以外の地域で勝訴し、今後のグローバル訴訟戦の展開に大きく期待している。

<キム・ユジョン記者>

3-5 中国の模倣品、家電製品にまで拡大

デジタルタイムズ(2012.9.3)

一部の中国メーカーによる韓国製品のデザイン盗用がテレビやスマートフォンにとどまらず、家電製品にまで広がり、対策が急がれている。

現地時間の 3 日、ドイツのベルリン家電製品展示会「IFA 2012」に参加した一部の中国メーカーは、サムスン電子や LG 電子の主要製品と見た目やユーザー・インタフェース(UI)などが酷似している製品を出品した。

中国業者による模倣の範囲は、主にテレビやスマートフォンだったが、今回の展示会では、冷蔵庫や洗濯機などの家電製品にまで拡大したのが目立つ。

ある中国メーカーは、7 月に韓国で発売されたサムスン電子の冷蔵庫「T9000」と類似した冷蔵庫を展示した。この製品は、今年初め、サムスン電子のユン・ブグン社長が新たに消費者家電部門を担当し、革新的な「T」文字型デザインを適用したことで「ユン・ブグン冷蔵庫」と呼ばれる製品だ。

その他にも、テレビやスマートフォン部門では依然としてサムスン電子、LG 電子の製品をそのまま模倣した中国製品が出品された。見た目だけでなく、ユーザー・インタフェース(UI)、「スマートテレビ」のブランドロゴまで模倣した製品もあった。全体的なデザインはサムスン電子製品に、台はソニーの製品に似た形をしている創意的な製品まであった。

サムスン電子と LG 電子側は、こうした模倣品について問題として認識はしているも

の、一つ一つには対応しきれないため、解決策を見いだせずにいるという。

IFA 2012 展示会を見回ったサムスン電子のユン・ブグン社長は、デザインが似ている中国製品について、「中国製が模倣品を発売したのは以前からあった。直接対応するより、中国勢がついてこられないほど格差を広げて差別化を図ることが賢明な解決策だ。」と述べた。

<イ・ヒョングン記者>

3-6 違法ソフトの取締りウイルスソフト会社が違法コピー「衝撃」

デジタルタイムズ(2012.9.4)

ソフトウェアの違法コピー防止活動を行ってきた国のウイルス対策ソフトウェア会社が他社のソフトを違法コピーして使用してことが摘発され、巨額の和解金を支払ったということで衝撃を与えている。

3日、検察と協会によると、イーストソフト(代表キム・ジャンジュン)が昨年、韓国マイクロソフト(代表キム・ジェイムス)のソフトを違法コピーして使用していたことが文化体育観光部の特別司法警察(特司警)に摘発された。

イーストソフトが使用していた韓国 MS の違法コピーソフトは、ウィンドウズサーバーや SQL サーバーなど、サーバー製品であり、特司警が摘発した侵害金額だけで約 12 億に達するという。この事件は、ソウル中央地方検察に移牒し、両側の合意によってイーストソフトが韓国 MS に約 10 億ウォンを支払うことでまとまった。

今回の事件でソフトウェア企業がソフトウェア企業の製品を違法コピーし、当企業のモラルに致命的な悪影響を及ぼしたということが業界の分析だ。イーストソフトは、韓国ソフトウェア著作権協会の「理事社」として活動し、違法ソフトの根絶キャンペーンなどに積極的だったため、さらに大きな衝撃となっている。ソフトウェア著作権保護活動を行う協会の理事として表では著作権保護を唱え、裏では違法コピーソフトを使用する偽善的な態度を取っていた。

イーストソフトは、ウイルス対策ソフト「ALYac(アルヤク)」などの多数のセキュリティソリューションを保有しており、企業向け ALYac ソフトを違法コピーして使用している企業の取締りで少なからぬ収入を得ていた。また、普段から他社が自社のソフトを違法コピーしているとして文化体育観光部の著作権取締まりチームにソフトウェアの取締りの拡大を要請していたと特司警は説明した。

これに対し、イーストソフトの関係者は、「韓国 MS のライセンス方式に沿って、システム増加関連のサーバーライセンスを毎年正式に購入してきた。MS ライセンス購入コンサルタントを担当していた会社のライセンス体系の理解不足により、一部問題が発生したが、その後、韓国 MS との協議を通じて必要な数量を購入し、この問題は解決済みだ」と解明した。

これと関連して高麗大学サイバー国防学科のキム・スンジュ教授は、「違法コピーしたソフトウェアを使えば、その時はコストが削減できて楽なのかもしれないが、セキュリティパッチやアップデートがされず、危険なハッキングにやられる可能性があるため、より問題となっている。経済的な面とセキュリティをともに考慮しても違法コピーの使用は根絶されるべきだ。」とコメントした。

一方、韓国ソフトウェア著作権協会によると、昨年、こうした違法ソフトが摘発されたのは 1093 件であり、侵害金額は 354 億ウォンに達するほど、ソフトウェアの違法コピー問題は、劣悪な国内ソフトウェア環境をさらに悪化する要因になっている。

＜シン・ドンギョン記者＞

3-7 スマートフォン関連の特許訴訟合戦の第2幕、国内の対応策は

韓国特許庁(2012.9.4)

韓国特許庁は、欧州電気通信標準化機構(ETSI)に申請された LTE¹特許標準を分析した結果、今年上半期だけで前年比 21.4%(1,139 件)増加し、LTE 市場の急伸とともにそれに伴う特許訴訟合戦が激しさを増すという予想を発表した。

今年下半期に LTE 標準特許の申請件数が急増した理由は、2012 年 1 月に国際電気通信連合(ITU)で LTE-Advanced が 4G 移動通信規格に承認された後、関連企業が LTE 関連特許を ETSI に多数登録したのが要因だと分析されている。

LTE 標準特許の保有順位の動きを見ると、サムスン電子が前年比 20.6%(140 件)増加し、819 件(12.7%)で首位となり、ファウエイが前年比 32.5%(98 件)増加して 402 件(6.2%)で 5 位にランクされ、アップルが 318 件(4.9%)で新しく 10 位にランクインした。

特に、アップルは、2011 年まで LTE 標準特許を 1 件も宣言したことがなかったのに比べ、その確保が急増し、ファウエイなどの中国企業も急速に成長しているため、今後こうした企業と韓国企業とのスマートフォン市場の競争が加速化すると予想した。

一方、アップルが宣言した LTE 標準特許 318 件を分析した結果、自社保有の 44 件の特許と、2011 年ノテルから買収した無線通信分野の 214 件の特許に加え、フリースケールから買収した 56 件の特許を LTE 標準特許として ETSI に宣言したことが把握された。アップルが筆頭株主の特許管理会社(NPE)ロックスタービドコ(Rockstar Bidco)が LTE 標準特許 116 件を保有しており、実際にアップルが保有した LTE 標準特許は、420 件に上ると見られている。

これは、アップルが LTE を支援するスマートフォン生産に向け、関連特許紛争に備えるために知財権の確保に戦略的に取り組んでいることを示している。アップルはロック

¹ 本資料における LTE(Long Term Evolution)は、ETSI の E-UTRA, E-UTRAN, release8~10 標準に含まれた LTE 関連記述の全てを意味し、LTE-Advanced は、release10 に該当する。

スタービドコを通じて LTE だけでなく、自社製品と関連のある様々な特許を積極的に買収している。

代表的な特許管理会社インター・デジタルの場合、依然 780 件(12.1%)を保有し、2 位を維持しており、韓国企業に脅威となっている状態だ。

このように、グローバル外国企業と特許管理会社は、様々な方法で標準特許を確保し、活用しているため、関連標準特許の政策方向を確立し、韓国企業間の標準特許情報を共有するため、韓国特許庁は、韓国産学研を中心に「標準特許戦略フォーラム」を 9 月 18 日に開催するという。

今回のフォーラムでは、現在「標準特許創出に向けた支援」を行なうための現行政策を分析し、今後の方向設定と産学研、特に、中小・中堅企業によるとつきょ創出と活用に向けた方策について議論する。さらに、国際標準化機構の FRAND²条件などの知的財産権政策についても議論を行う。

韓国特許庁の関係者は、「今回の戦略フォーラムは、標準特許に係る現場の専門家が集まる場であるだけに、国内の産学研のための標準特許支援政策について実質的な意見を交換できる良い機会になると期待している。」と述べた。

□国別の LTE 標準特許の現況

順位	国家	特許件数	割合(%)
1	米国	2,493	38.4
2	韓国	1,315	20.4
3	中国	1,061	16.5
4	日本	581	9.0
5	スウェーデン	412	6.4
6	フィンランド	389	6.0
7	台湾	92	1.4
8	フランス	81	1.2
9	ドイツ	35	0.5
10	オランダ	2	0.1
11	イギリス	1	0.1

² FRAND(Fair, Reasonable And Non-Discriminatory)条件

■公正(Fair)：契約の内容及び手続き-ライセンス契約の内容及び両当事者に公平で、その手続きが相互に理解できるものとしなければならない。

■合理的(Reasonable)：契約内容の結果-ライセンス契約内容及び両当事者に受け入れ可能で、その結果に応じて実施できるものとしなければならない。

■非差別的(Non-Discriminatory)：ライセンス契約が他の標準契約関連のライセンス及び他の当事者と比べて差別してはいけない。

□企業別の LTE 標準特許の現況

順位	企業名	特許数	割合(%)	順位	企業名	特許数	割合(%)
1	Samsung	819	12.7	11	NTT DoCoMo	281	4.4
2	InterDigital	780	12.1	12	CATT	279	4.3
3	Qualcomm	687	10.6	13	Sharp	147	2.3
4	Ericsson	412	6.4	14	Texas Instruments	146	2.3
5	Huawei	402	6.2	15	Nortel*	116	1.7
6	Nokia	389	6.0	16	Panasonic	110	1.7
7	LG	385	6.0	17	Alcatel-Lucent	77	1.2
8	ZTE	380	5.9	18	ETRI	60	0.9
9	Motorola	374	5.8	19	Pantech	51	0.8
10	Apple	318	4.9	20	HTC	45	0.7

*2011 年 7 月 1 日、ロックスタービドコ(アップル、MS など 6 社により設立された NPE)に買収された特許に含まれている。

3-8 アイフォン開発時にサムスン・LG「コピーした」文書が発見

電子新聞(2012. 8. 28)

サムスン電子を相手にグローバル特許合戦を繰り広げているアップルがアイフォンの開発過程におけるサムスン製品のデザインベンチマークの疑惑が盛り込まれた文書が相次いで公開され、波紋が広がっている。

5 日の関連業界によると、アップルの内部文書「3GSM 貿易見本市報告書(3GSM Congress Trade Show Report)」では、アップルが「アイフォン」とサムスン電子の「F700(ウルトラスマート)」、LG 電子の「プラダフォン」などを詳細に比較した図面が載っていた。この文書は、アイフォンが発売される前の 2006 年 2 月に作成されたものだ。

サムスン電子の F700 は、「角丸長方形」という点でアイフォンと似ているため、陪審員の評決が出された後に話題となった製品だ。LG 電子のプラダフォンも、韓国での判決においてアップルのデザイン特許をサムスンが侵害していない根拠として活用されるなど、サムスンとアップルの訴訟において重要な役割をした製品だ。

アップルはこの文書で、アイフォンと F700 の正面・側面の写真を載せ、製品の縦横の長さや厚さ、画面の大きさなどを詳細に比較している。F700 製品の機能と具体的な仕様、発売時点なども記載されている。

プラダフォンについても F700 と同じく、図面の大きさを一つ一つ比較し、仕様と価

格、発売国などを記載した。

文書は、世界 7 のメーカーが公開した約 30 種類の製品情報を記載したが、 아이폰と一緒に細部のデザインを比較したのは、この 2 製品のみだ。

この製品は、サムスン電子がアップルの製品を模倣しなかったことを証明する証拠になる上、アップルがサムスンのデザインを模倣したという証拠ともなっている。

<キム・ユジョン記者>

3-9 大型総合ネット通販でのアウトドア「模倣品注意報」

デジタルタイムズ(2012.9.5)

インターネット通販サイトで「限定販売」または、「特価販売」で販売されているアウトドア用品やサングラス、下着などの一部が模倣品であることが確認された。

5日、韓国関税庁は、夏季の休暇シーズンを迎え、7月23日から8月24日までに偽造品などの模倣品の販売が懸念される夏用品やアウトドア用品に対するオンライン抜打ち調査を集中的に行ない、模倣品の販売業者122社を摘発したと発表した。

今回の調査は、11番街、オークション、Gマーケット、インター・パークなどのインターネット通販サイト事業者と、ダウム・コミュニケーションズ、ネイバー(NHN)などポータル業者と合同で実施した。関税庁は、販売業者が提出した輸入申告書の真偽などの情報をリアルタイムで交換し、交差検証して模倣品の販売社を摘発した。

摘発された122の販売業者のうち、24社は、ブラックヤーク、コーロン、K2、ロリター・レムピカ(アモーレ・ファシピックの香水)など、国内ブランドの模倣品を販売していた。品目別には、アウトドア用品(27個)、下着(15個)、違法コピーしたゲームチップ(14個)、サングラス(10個)の順となった。

実際に、Gマーケットで判定販売の名目で販売されていた「トゥルーレリジョン」の模倣品は、真正品(約30万ウォン)の4分の1の7万8000ウォンで販売されていた。オークションでは、「ラフマ・ミレー」アウトドアのズボンを2万9900ウォン(真正品は20万ウォン)に販売していたが、これも模倣品だと確認された。

韓国関税庁は、摘発された模倣品の販売社に対し、販売差止め、IDの削除、掲示物の削除などの閉鎖措置を下した。また、販売の履歴などを検討し、大量販売社を対象に別途の調査を行ない、関税法、または、商標法の違反が事実となる場合、厳罰を科す方針だ。

<ユ・ジョンヒョン記者>

3-10 韓国における 아이폰の販売差止めに整備済み製品まで含まれる?

デジタルタイムズ(2012.9.5)

韓国裁判所がアップルのアイフォンについて販売差し止め命令を下し、整備済み製品を中心とした現在のアフターサービスに大きな打撃になると予想されている。

5日、ソウル中央地方裁判所の関係者は、「(アップルの) 整備済み製品まで販売禁止及び廃棄対象品目に含ませるかどうかは、現在争点となっている。今後執行裁判所で実際に販売禁止を施行した場合、この事案について決定を下すだろう。」とコメントした。

先月24日、ソウル中央地裁は、サムスンとアップル間の特許訴訟で両側の特許侵害一部をそれぞれ認め、一部製品に対する販売及び輸入の差し止めと廃棄を命令した。

サムスンとアップルが判決文を受け次第、相手に販売差し止めの執行を申請することができ、申請が受けられれば、実質的な販売禁止が行なわれる。

販売禁止の対象は、アップルの場合、「アイフォン 3GS」、「アイフォン 4」、「アイパッド1」、「アイパッド 2」などの4機種だ。一方、サムスンは、「ギャラクシーS2」、「ギャラクシーS Hoppin」、「ギャラクシーS」、「ギャラクシーK」、「ギャラクシーU」、「ギャラクシーACE」、「ギャラクシーGio」、「ギャラクシーNeo」、「ギャラクシーA」、「ギャラクシーTab」、「ギャラクシーTab 10.1」など12機種だ。

問題は、アップルの整備済み製品だ。アップルは、整備済み製品は最終製品ではなく、「部品」であるため、販売禁止対象には含まれないと主張している。一方、韓国のメーカーは、整備済み製品も最終製品と変わらないため、販売禁止及び廃棄の対象に含まれると分析している。

アップルは、アフターサービスとして購入後1カ月以内に消費者に落ち度がないのに故障した場合は新品に交換し、品質保証期間の1年以内に消費者に落ち度がないのに製品の不具合で故障した場合、整備済み製品に交換するか、無償で修理している。

販売禁止対象は、販売周期が終了したのが大半で、新規購入者の被害はそれほど大きくないと見られているが、裁判所が整備済み製品まで販売禁止対象に含めた場合、多くのアイフォン利用者が被害を受ける可能性が高まる。

裁判所は、「通常なら両側が執行停止を申請すると予想されるため、実質的な販売禁止は行なわれないものと見ている。」と述べた。これに関し、サムスンとアップル共に公式のコメントは出していない。

<キム・ユジョン記者>

3-11 サムスン、「LGはサムスンのLED技術使用禁止」を要請する仮処分申請

電子新聞(2012.9.5)

サムスンディスプレイが能動型有機発光ダイオード(AMOLED)技術の漏えい事件と関連し、LGディスプレイを相手に法的な措置を取り始めた。

サムスンディスプレイは、5日、自社のAMOLED技術をLGディスプレイが使用できないように禁止を求める内容の仮処分をソウル中央地裁に申請した。

検察は、7月にサムスンディスプレイの OLED テレビの技術を持ち出した疑いで LG ディ스플레이の役員や協力会社などを起訴し、現在、原審が行なわれている。サムスンは、刑事訴訟と別途に LG ディ스플레이に損害賠償を請求するなど、民事訴訟を検討していることを明らかにした。今回の仮処分申請は、技術の漏えい被害の拡大防止ということで営業秘密侵害禁止仮処分を出したと説明した。

仮処分申請の対象は、OLED 関連の 21 種の記録と 18 種の細部技術に関する営業秘密だ。サムスンディスプレイは、申請書に記載した記録と技術を LG ディ스플레이が直接使用したり、第 3 者に公開した場合、1 件当たり 10 億ウォンの支払いを請求した。

サムスンディスプレイの関係者は、「本案訴訟を行う場合、時間がかかるため、その間に発生し得る被害を防ぐために仮処分を申請した。仮処分の申請結果と刑事訴訟の結果により、侵害禁止のための本案訴訟はもちろん、損害賠償の請求訴訟なども進める計画だ。」と述べた。

これについて LG ディ스플레이関係者は、「サムスンと LG は、使用する技術そのものが違うため、使用することはない。」とコメントした。

<ムン・ボギョン記者>

3-12 アップル、公取委にサムスンを提訴

デジタルタイムズ(2012.9.6)

アップルが韓国の公正取引員会にサムスンを提訴した。

6 日の関連業界によると、アップルは、第 3 世代の移動通信技術の標準特許などで、優越的な地位を行使しているとしてサムスン電子を市場支配的な地位濫用の疑いで公取委に提訴した。

アップルの今回の措置は、昨年末、特許権濫用の疑いで欧州連合(EU)執行委員会にサムスンを提訴したのと同じ措置だ。EU 執行委員会は、サムスン電子がアップルなどの他の業者に特許権侵害の訴訟をかける過程で FRAND 原則を守らず、独占的な地位の濫用を禁止した EU 法規を違反したかどうかを検討している。FRAND 原則とは、国際標準となった必須の特許技術は、公正かつ合理的で、非差別的な方式で誰にでも提供する義務があるということを意味する。

公取委は、アップルの訴状に基づき、サムスン電子の 3G 標準特許の市場への影響力と両社のシェア、競争環境などを調査し、サムスン側の解明資料を検討したうえで、違法性を検討すると見られている。

<キム・ナリ記者>

3-13 サムスン対アップル、特許権侵害訴訟を双方控訴

デジタルタイムズ(2012.9.7)

韓国におけるサムスンとアップルの特許権侵害訴訟が繰り広げられているなか、原審の結果について両社がそれぞれ控訴した。今後、ソウル高等裁判所で行なわれる控訴審裁判で両社がどのような攻防を交わすかに注目が集められている。

7日のソウル中央地裁によると、アップルは6日に当裁判所に控訴状を提出した。サムスン電子は1日前の5日、同裁判所に控訴状を提出したという。

控訴審で新しい争点や証拠が出た場合、通常、初裁判から宣告まで6ヵ月から1年がかかるということを踏まえると、今年内に裁判の結論が出されるのは難しいと見られている。

ソウル中央地裁の民事合意11部(ペ・ジュンヒョン部長裁判官)は、先月24日にアップルがサムスン電子の通信技術2件を、サムスンは、アップルのバウンスバックの特許1件をそれぞれ侵害したと判決した。

しかし、端末の生産に不可欠なサムスン電子の通信技術特許侵害主張の多くを認め、サムスンがデザイン特許を侵害したというアップルの主張は棄却し、サムスン電子の判定勝ちの結果となった。

<パク・セジョン記者>

3-14 米国裁判所、アップルの審理日程変更申請を棄却

電子新聞(2012.9.7)

アップルが米国カリフォルニア連邦北部地方裁判所で提出したサムスン電子関連の審理日程の変更申請が全て棄却された。

米国カリフォルニア連邦北部地方裁判所のコウ・ルーシー裁判官は、米国時間の6日、20日に予定されていたサムスン電子の「ギャラクシーTab10.1」の販売差し止め仮処分決定の撤回関連審理の延期を求めるアップルの要請を棄却した。

コウ裁判官は、12月6日に予定されているサムスン電子のモバイル製品について、米国内の永久販売差し止め申請の審理日程を早めてほしいというアップルの要請も棄却した。

コウ裁判官は、アップルが米国で永久販売差し止めを求めるサムスン電子の商品を拡大していくことを示唆したため、審理の日程を変更しないと説明した。

業界は、サムスン電子製品の販売差し止め関連の審理日が年末になったことで、特許侵害が認められた製品に回避技術を適用する時間的余裕が出来たと分析した。

<キム・インスン記者>

3-15 サムスンとアップルの本案訴訟戦、今週から欧州で

デジタルタイムズ(2012.9.9)

サムスン電子とアップルが欧州で本案訴訟戦に突入し、世紀の特許訴訟合戦が欧州で繰り広げられることになる。

9日の業界によると、サムスン電子とアップルは、今週からオランダやドイツなどの欧州地域で本格的な本案訴訟戦を始める。

現地時間の7日、オランダのヘーグ地方裁判所は、初の本案訴訟審理を行なった。この審理でサムスン電子は、デザイン特許を侵害したというアップルの主張は効力がないという内容の意見書を提出した。

14日は、ドイツのマンハイム地方裁判所で本案訴訟審理を始める。アップルは、サムスン電子のギャラクシーシリーズのスマートフォンとタブレット PC がデザインとソフトウェアインターフェース (UI) を侵害したと主張しており、サムスン電子は、アップルが 3G 移動通信関連技術の特許を侵害したと反撃している。

アップルの一方的な勝利を下した米国裁判所での陪審員の評決とは違い、欧州では、異なる判決が出られるという見方が出ている。イギリスの裁判所は、サムスン電子がアップルのデザインを模倣しなかったとしてアップルに公告まで命令した。ヘーグ裁判所もサムスン電子に一部勝訴判決を言い渡した。

一方、サムスン電子とアップルは、先月 24 日にソウル中央地方裁判所の両社製品に対する販売差し止め判決について控訴を提起したことが確認され、全世界を舞台に一步も譲れない訴訟合戦を続けている。

<パク・チソン記者>

3-16 ポスコ - 新日鉄「技術流出の攻防」

電子新聞(2012.9.9)

世界の鉄鋼業界はもちろん、日韓経済界を代表する企業の未曾有の戦いが始まる。技術流出をめぐるポスコと新日本製鉄の裁判期日が 10 月に決まった。最近、外国企業との訴訟でサムスン電子、コーロンインダストリーが完敗した中で開かれ、より注目されている。

9月の法曹界と業界によると、新日鉄がポスコを相手に提起した民事訴訟の初裁判が 10月25日に東京地方裁判所で開かれる。

4月に自社の営業秘密をポスコが不当に取得し、方向性電機鋼板を製造したとして新日鉄が日本裁判所にポスコを提訴したことによるものだ。

新日鉄は、電機鋼板販売差し止め及び損害賠償を主張し、986億円、ウォンで換算すると1兆4100億ウォンという巨額の賠償金を請求した。

電機鋼板は、電気エネルギーを伝達したり、機械的なエネルギーに変えたりする鉄鋼素材だ。この一種である方向性電機鋼板は、超高压変圧器・柱上変圧器・大型発電機な

どの変圧器内部の鉄芯材料として用いられている。エコの時代に向け、エネルギー効率を高める素材として需要や価格が急上昇している。

この技術が基幹事業であるだけに、両社は、強力に対応する姿勢を明らかにした。新日鉄側は、電子新聞との電話で「全ては裁判所で判断する。国内外を問わず、メディアの取材には応じない。」と話した。ポスコも強硬姿勢で新日鉄の請求が棄却できるように対応していく方針だ。ポスコと新日鉄は、戦略的な提携の関係にもかかわらず、今回の営業秘密侵害をめぐる一歩も譲らない構えを示している。

<ユン・ゴニル記者、ユン・ヒソク記者>

3-17 ITU、サムスン電子とアップルの特許訴訟紛争の仲裁を示唆

電子新聞(2012.9.10)

国際電気通信連合(ITU)が世界的に繰り広げられているサムスン電子とアップルの特許紛争を仲裁する意思を表明した。

韓国放送通信委員会と2014年の釜山ITU全権会議の準備に向けた業務提携のために訪韓したITUのハマドゥン・トゥーレ事務総長は、「10月10日ジュネーブでITUの特許通信関連の高官レベルの会談を開催する。サムスン電子とアップルなど、全ての利害当事者の意見を受け入れたい。」と述べた。

事務総長は、「サムスン電子とアップルの特許紛争は複雑ではあるが、理解できる機会になるだろう。特許の活用と知的財産権の保障に関するITUの原則と方針を定める計画だ。関連当事者の意見にも続き、問題を明確にし、合理的かつ非差別的な利用に関する原則を確立したい。規則を早く確立して混乱を最小限にとどめたい。」と述べ、仲裁への強い意志を示した。

また、事務総長は、「アップルが先週ITUに加入し、ジュネーブ特許会議に出席しているため、サムスン電子とアップルの経営者レベルの会談が行なわれるだろう。」とコメントした。

来月に開かれるITU特許関連高官レベルの会談でサムスン電子とアップルの特許紛争についてどのような方針を打ち出すかに注目が集められている。そしてITUの方針も関心事だ。

<キム・ウォンベ記者>

3-18 アップル、 아이폰販売差し止めの停止を要請し、強制執行停止を申請

電子新聞(2012.9.10)

アップルが韓国国内における 아이폰の販売禁止の停止を要請し、強制執行停止申請を提出した。

10日のソウル中央地方裁判所は、5日にアップルの控訴状を受付、強制執行停止を申請したと発表した。サムスン電子はまだ申請していないという。

今回の強制執行停止申請は、先月24日に下された民事11部の判決のためだ。

民事11部は、アップルがサムスン電子の通信特許2件を侵害したとして 아이폰 3GS、4、アイパッド1、2の製品を譲渡、レンタル、輸入又は販売予約、展示してはならないと販売差し止めを命令した。

先月24日の判決は、仮執行の宣告で判決が確定される前にも直ちに執行力を行使できる。サムスン電子が強制執行に必要な全ての手続きを終えた場合、販売を含めた譲渡、レンタル、輸入、展示などの販売禁止と製品の廃棄が行なわれかねない状態だ。

裁判所がアップルの強制執行停止の申請を受け入れれば、強制執行が停止する時限を定められる。受け入れられなければ、仮執行の状態が維持される。仮執行停止事件は、判決を言い渡した民事11部ではなく、民事12部が担当する。

キム・ムンソン公報裁判官は、「停止の可否決定は、書面審理を通じて行なわれる。停止の可否決定に日付などは、裁判所が定めることになる。」と説明した。

<キム・インスン記者>

3-19 米国 ITC、LG のオスラム特許侵害の再審決定

電子新聞(2012.9.11)

7月に米国国際貿易委員会(ITC)による第1次判決でオスラムの発光ダイオード(LED)特許を侵害したと言われた LG が逆転のチャンスを捕まえた。

11日の業界によると、ITC は、LG 電子と LG イノテックが提起した再審の要請を受け入れ、オスラム特許の有効性や申請資格などを検討する。

ここでオスラムの特許が無効だと結論が出され、資格要件などが満足できなければオスラムの特許侵害主張は棄却される可能性がある。特許侵害の予備判定で敗訴の危機に立たされていた LG としては、状況を逆転させる絶好のチャンスを迎えたと言える。

ITC の再審決定は異例なことで、判決に深刻な誤びゅうがあったと疑われた時に行なわれるものとされている。LG は、今回の再審決定に期待を寄せている。

LG 側は、「再審では、オスラム特許の無効についての合理的な決定が下されると期待している。」とコメントした。

最終判決は11月に下される。LG が敗訴すれば、LED パッケージの一部を米国に輸出できなくなる。しかし、LED パッケージを直接米国に輸出していないため、実質的な被害はないとみられている。

オスラムは、LED が次世代の光源として浮上したことを受け、LG やサムスンなどを相手に訴訟を提起した。新規参入者を牽制する狙いで、昨年6月からドイツ・米国・韓国など、世界諸国で1年以上も戦いを続けている。長引く紛争にサムスは、オスラム

と特許ライセンス契約を締結したが、LG はオスラムと対抗する構えを示している。

<ユン・ゴンイル記者>

3-20 「ため息つくアップル」…こんな逆風に晒されるとは…

電子新聞(2012.9.12)

サムスン電子をはじめ、世界のスマートフォンメーカーを相手に特許攻勢を強めているアップルのブランドイメージが悪化しつつある。アップルのイメージ悪化は、12日に公開される「 아이폰 5」にも影響を及ぼすとみられている。

米国時間の10日、IT専門メディアのシ・ネット(Cnet)などの外国メディアは、イギリスの世論調査機関「YouGov」が最近行なった世論調査の結果を引用し、米国での訴訟後、サムスンのイメージがアップルより良くなったことを報じた。

調査によれば、陪審員評決直後は、サムスン電子のイメージが悪いという結果となったが、最近の2週間、イメージが急速に好転し、アップルより良い結果になったという。YouGovの調査結果、特に18~34歳の調査対象者は、サムスンに45点を越える点数をあげたが、アップルには25点に満たない評価を出した。

YouGovの世論調査の結果は、最近イギリスのロンドンにあるメディア分析企業のメディア・メジャーメント(Media Measurement)研究院が調査した結果とも一致する。ツイッターやフェイスブックなどのソーシャルメディアを中心に行なったこの研究では、陪審員の一方的な評決後、アップルの堅い支持層すら否定的な見方に変わっていた。

アップルのイメージ悪化は、世界スマートフォンメーカーを相手にした、行きすぎた特許攻勢とともに米国の陪審員の信頼性に多くの批判が向いているためだと分析できる。

一部の海外メディアは、アップルがサムスン、モトローラ、HTCなどを相手に繰り返している特許攻勢が革新を妨げていると批判した。また、米国におけるサムスンとアップルの特許訴訟で、アップルに一方的な勝利を評決した陪審員の資格、評決過程などが不公平だったという批判が提起された。

関連業界では、こうした逆風がアップルの 아이폰 5にもマイナスの影響を及ぼすと見ている。実際に、サムスン電子の戦略スマートフォン「ギャラクシーS3」は、サムスンとアップルが特許合戦を本格化した8月の1ヵ月間、アップルのスマートフォン販売量を上回り、米国で1位となるなど、アップルのイメージ悪化の効果が現実のものとなっている。

特に、韓国の一部のオンラインコミュニティでは、アップルの「独断的な特許攻勢」に対抗し、アップル製品をボイコットするなど、マイナスの世論が拡大している状況だ。

<キム・ユジョン記者>

デザイン (意匠)、商標動向

4-1 農業競争力、ブランドで勝負する

韓国特許庁(2012. 9. 5)

農業者の営農利便性と、企業的な農業経営を通じての生産性、付加価値などを向上させる目的で設立された営農法人(営農組合法人と農業会社法人)による商標出願が 2001 年以降、着実に増加している。

韓国特許庁が 1990 年代初めから 2012 年上半期まで営農法人による商標出願の統計を分析した結果、1990 年代初めから 2000 年までの 11 年間、全体出願件数は 773 件にすぎなかったが、2001 年から 2011 年までは、年平均 530 件が出願され、営農法人による商標出願がブームとなっている。

特に、2004 年に韓チリ自由貿易協定(FTA)が発行された以降、韓シンガポール FTA(2006 年)、韓 ASEAN FTA(2007 年)などが発行されたことで、2004 年から 2011 年まで年平均 614 件が出願され、16%の増加基調を継続しており、韓 EU FTA と韓米 FTA が締結された 2011 年には 1,053 件が出願され、前年度に比べて 37%も急増した。

このようにここ数年間、営農法人による商標出願が急増している理由は、韓国で FTA が発効された後、外国からの農産物市場の開放が現実味を帯び始め、それに対処するために輸入農産物との品質で差別化を図り、農業競争力を高めようとしたブランド開発への取り組みが背景にあったと分析されている。

営農法人の商標出願を地域別にみると、農業活動が活発に行なわれ、関連人口と面積が相対的に多い全羅南道の営農法人の出願が 1,102 件と最も多く、京畿道(976 件)、慶尚南道(939 件)、全羅北道(819 件)、慶尚北道(809 件)の順となった。

出願の多い営農法人は、リーダー農産営農組合法人が 503 件、農業会社法人富年農産 110 件、農業会社法人農友バイオ 58 件の順となり、出願上位 20 位にランクインした法人のうち、残りは、平均 35 件と、1~3 位と差が広がった。

しかし、全国営農組合法人の場合、全体の法人数に比した年度別の商標出願法人数は、2007 年 3,297 の法人のうち、173 法人(5.3%)、2008 年 2,795 の法人のうち、181 法人(4.8%)、2009 年 4,177 法人のうち、230 法人(5.5%)が商標を出願し、商標出願は、活発ではないことが分かった。

4-2 LG 電子、「デザイン」と「特許」で LTE 市場をリード

電子新聞(2012. 9. 4)

LG 電子が「デザイン」と「特許」で LTE スマートフォン市場の攻略に乗り出す。

LG 電子は、今月末に国内外でプレミアム級の戦略スマートフォン「Optimus-G」を

発売し、下半期の LTE 市場でドライブをかける。

市場調査機関の SA によると、LG 電子は、第 2 四半期にグローバル LTE スマートフォン市場で 160 万台を販売し、2 位となった。第 1 四半期の 100 万台に比べ、6 割上昇した。

第 2 四半期のグローバル LTE スマートフォン市場では、1060 万台だった LG 電子が 15.1% のシェアを記録した。上位 3 社のうち、シェア率が上昇したメーカーは、LG 電子だけだ。

第 1 四半期の 17.1% のシェア率で 2 位だったモトローラは、第 2 四半期では 15.1% に減少し、LG と共同 2 位となり、56.6% だった 1 位のサムスン電子は、50.9% と 6% 下落した。

LG 電子は、これを追い風に下半期には「Optimus-G」で LTE の 2 強体制の構築に乗り出す。今年の下半期から米国と欧州の通信キャリアが LTE サービスを本格化し始めるためだ。グローバル LTE スマートフォンの販売量は、前年比より 10 倍以上増加した 6700 万台になると見られている。

大信証券のパク・カンホ研究員は、「グローバルスマートフォン市場における LG 電子のシェアは、第 2 四半期に 3.8% と 8 位だったが、LTE の割合が高まっている北米市場でのシェア率は 4 位だった。LTE 中心のスマートフォン戦略が奏功したと分析される。」と述べた。

今月末、韓国と日本、北米で発売される「Optimus-G」は、特にデザインが目立つ。

まるでスマートフォンがスーツを着たように見える。「カバーガラスの完全一体型タッチ」工法を適用してベゼルや厚さを薄くしたのが特徴だ。3mm のベゼルに厚さは約 8mm だ。また、スマートフォンの画面が消えている時は、画面の色と本体のブラック色が一致し、画面の境界線がなくなったように見える。ここにクリスタル・リフレクション工法で裏面を処理した。見る角度と光の角度により、デザインとイメージが変わってくる工法だ。

キウム証券のキム・チサン研究員は、「Optimus-G は、韓国通信キャリア 3 社だけでなく、北米の AT&T、スプリント、日本の NTT ドコモ、KDDI など、グローバル通信キャリアが発売する。クアッドコア LTE という確実なポイントを定め、 아이폰 5 が発売されても韓国と北米で相当の競争力を確保するだろう。」と述べた。

LG 電子の MC 事業本部長パク・ジョンソク副社長は、「LTE 特許世界 1 位の技術力で世界初の VoLTE フォンを発売した。LTE=LG という公式で示されている消費者の信頼が商品の購入につながっている。」と強調した。

<キム・インスン記者>

5-1 技術流出の防止、営業秘密原本証明サービスが主流に

韓国特許庁(2012.9.3)

韓国特許庁は、企業の営業秘密を保護するため、2010年11月に導入した営業秘密原本証明サービスが1年9ヵ月で129社が利用し、累積登録件数が10,000件を超えたと発表した。

これは、最近IT業界などで、ディスプレイ機能技術が流出されるなど、起業の被害時例が頻繁になり、企業が技術保護策として原本証明サービスに大きな関心を寄せた結果であり、今後もこうした流れは続くと思われる。

営業秘密原本証明サービスは、営業秘密が盛り込まれた電子文書を、個人や企業が保管しつつ、該当の電子文書から抽出された固有の識別値、すなわち電子指紋を登録して営業秘密の保有事実を証明するサービスだ。

特に、自社の技術資料を外部に搬出せず、手続き上の煩雑さなしに個人が業務用のPCからも簡単にサービスを利用できるため、企業や個人から好評を得ている。

実際に防衛産業会社のB社は、防衛産業の特徴上、特許には登録できない技術を原本証明サービスを利用して技術保護に活用しており、個人や中小企業などでは、技術移転や取引を始める前に、在り得る紛争に備えた安全措置としても活発にサービスを利用している。

韓国特許庁の産業財産政策局のイ・ヨンデ局長は、「原本証明サービスは、営業秘密が流出した際に、紛争の解決資料として有効に活用できるという点で、前・現職の勤労者による営業秘密の流出を防ぐことが出来るため、大企業はもちろん、セキュリティ対策が脆弱な中小企業等が安全で便利に技術を守ることに役立つだろう。」と述べた。

一方、原本証明サービスを運営している韓国特許情報院は、9月16日まで営業秘密保護センターのホームページ(www.tradesecret.or.kr)でサービス登録10,000件突破記念のオンラインイベントを実施し、クイズや加入イベントを通じて様々な景品をプレゼントする。

5-2 青少年の著作権指数は75.1点、前年比小幅の上昇

韓国著作権委員会(2012.9.3)

文化体育観光部と韓国著作権委員会が2012年「訪ねる著作権教育」プログラムを申請した全国の小中高校の青少年12,842人を対象に著作権の意識調査を実施した結果、著作権指数は、75.1点となった。(教育を受ける前の基準)

※標本誤差±0.9%ポイント(95%の信頼水準)

これは、2011年の73.8点に比べ、1.3点上昇したもので、教科書に著作権の内容を反映(75科目、1,356ページ)したことや、「著作権研究学校・体験教室」、「訪ねる著作権教育」など、青少年を対象に著作権教育を持続的に行なってきた結果だと分析される。

性別の著作権指数は、男子学生が75.7点、女子学生が74.5点とほぼ同じ水準だったが、2011年に比べれば、男子学生は4.09%(3.1点)上昇、女子学生は0.9%(0.7点)下落した。

これを小中高校別にみると、小学生76.7点、中学生74.3点、高校生74.5点と高学年になるほど著作権指数が低いということが分かった。

都市規模別では、大都市に居住している学生は、76.2点、中小都市75.3点、町村地域71.8点と、大都市に比べて地方小都市の学生の著作権指数が低い結果となった。

文化体育観光部と韓国著作権委員会は、青少年対象の著作権教育率は、約5%程度(2011年基準、全体学生6,981,847人のうち、345,415人に教育を実施)にすぎず、特に、著作権指数が低い高学年及び地方小都市学生を対象にした教育を拡大していく計画だ。

5-3 サムスン電子とLG電子…特命「特許人材を確保せよ」

電子新聞(2012.9.3)

サムスン電子とLG電子が再び特許人材の確保に乗り出した。

サムスン電子とアップルの特許訴訟が激しさを増し、「特許リスク」が高まっていることを受けた対応だ。

LG電子は、9日まで特許センターで働く中途採用者を募集する。通信、電気、電子分野の特許開発と特許紛争に対処できる専門人材を確保するための特別採用で、採用条件は、特許関連部署や研究開発(R&D)で1~5年間勤務した者、英語熟達者となっている。

LG電子は、昨年にも弁理士などの特許関連専門家を多く採用した。増えつつある特許紛争に積極的に対応するための準備だ。

LG電子は、LGグループ内の系列社とともに、「特許協議体」を結成し、守りの戦略から脱し、主導的な戦略を練る。昨年末、約200人だった特許専門人材を来年末まで30%以上増員する計画も持っている。

LG電子は、オスラムから発光ダイオード(LED)特許を侵害したとして提訴され、結局先月に米国際貿易委員会(ITC)から敗訴を言い渡された。一方、先日には、光ディスクの技術特許を侵害したとして東芝サムスンストレージ・テクノロジー(TSST)を米国裁判所に提訴した。

サムスン電子も7月に弁理士を特別中途採用した。特許分析と契約、ライセンス、商標などの業務を行う専門人材を一層強化させる狙いだった。

サムスン電子の特許関連人材は、2005年約250人だったが、昨年末450人に増え、今年も増加基調が続いている。

<キム・インスン記者>

5-4 国際標準特許の確保に脆弱な韓国…ロイヤルティ負担増に懸念

電子新聞(2012.9.4)

国際標準特許の確保が米国・日本など、特許大国に比べて非常に少ない件数にとどまっている。国際標準特許は、よく国の特許競争力に例えられる。韓国の標準特許件数の水準が低い理由は、質よりは量的な拡大を重視してきた結果だと分析される。

4日の電子新聞が韓国特許情報院の標準特許センターに依頼し、主要標準化機構に登録されている標準特許の現況(6月末現在)を把握した結果、韓国の標準特許確保の割合が0.6%から8.3%に止まったことが把握された。

国際標準化機構(ISO)の標準化特許には、514件が登録されているが、韓国の保有件数は、3件(0.6%)にすぎなかった。日本が半分以上の273件(53.1%)、米国が142件(27.6%)を保有していた。韓国は、ドイツ31件(6.0%)、イギリス24件(4.7%)、オランダ14件(2.7%)など、欧州に続き9位になった。

国際電気標準会議(IEC)とISO/IEC JTC1標準特許でもそれぞれ160件と82件、それぞれ5.7%と3.3%にとどまった。ISO/IEC JTC1は、ISOとIECが情報技術国際標準化に向けて立ち上げられた団体だ。両国際標準で米国はそれぞれ974件(38.7%)と1032件(37.0%)と最も多くの特許を保有していた。韓国の順位は、IECで欧州と日本・豪州に続き、7位、ISO/IECで5位だった。

国際電気通信連合(ITU)の電気通信標準化部門(ITU-T)と無線通信部門(ITU-R)の順位も6位(86件)と4位(34件)だった。順位は高いが、その割合は、3.1%(ITU-T)と5.2%(ITU-R)だった。

ITU-Tは、米国が36.4%(1015件)と最も多くを保有した。ITU-Rでは、日本特許の割合が64.1%(418件)だった。米国電気電子技術者協会(IEEE)標準特許の確保割合も1.7%と、米国(45.7%)、フランス(21.7%)、日本(10.1%)などに比べ非常に低い水準に止まっている。

欧州電気通信標準化機構(ETSI)が認めた標準特許は、韓国が2386件(8.3%)を保有し、日本(1203件、4.1%)より多くなったが、米国(1万4473件)、スイス(3590件)、中国(2435件)よりは低い水準だった。

専門家は、特許の出願件数が多くても標準特許の採択比率が低いことを問題として指摘している。国別の特許出願の現況をみると、昨年ベースで韓国は、17万8924件と米国(50万4089件)、日本(34万3210件)の3分の1と2分の1水準だ。件数に比べて特許訴訟に対抗できる武器は少ないということだ。

標準特許の確保が低い背景としては、企業の認識不足がよく挙げられている。イディリサーチのソ・ジュウォン社長は、「国際標準特許を確保するためには、多くのコストと

時間が要る。韓国では、サムスン電子や LG 電子、韓国電子通信研究院(ETRI)程度が参加するだろう。」とコメントした。ウィップスのチェ・スンウク常務は、「標準特許を確保するためには、出願段階から標準特許項目を考慮して登録すべきだ。一方、標準特許の出願に関する教育も行われておらず、大企業以外は、対応は容易ではない。」と指摘した。

産業界は、国際標準特許を確保するためには、大企業には大胆な投資が、中小企業には大企業との協調が求められると提案した。また、標準特許の重要性について政府レベルで取り組み、認識の向上に力を入れるべきだと強調した。

国際標準特許＝国際公式標準として定められた技術を具現するために必要な特許。長期間にわたり、巨額のロイヤルティ収益が発生する。特許市場の価値を最大化できるため、国家技術貿易収支にも大きな影響を与える。例えば、EU 企業がデジタルマルチメディア放送(DMB)標準特許を多く保有しているため、韓国企業が負うロイヤルティ負担が大きくなっている。最近、企業間では標準特許を対象に特許紛争が行われ、特許管理会社などを中心に標準特許の確保をめぐり、激しい戦いが繰り広げられている。

<キム・ジュンベ記者>

5-5 強い特許で小さくても強い企業になろう

電子新聞(2012. 9. 12)

韓国の IT 中小企業の多くが支払う必要のないロイヤルティまで支払っており、対応戦略の見直しが必要だという声が上がっている。

電子情報通信産業振興会(KEA)が半導体産業協会とともに 12 日開催した「強い特許を活用した国際特許対応のセミナー」でこうした指摘が提起された。

セミナーでは、MPGE-LA, SISVEL, DVD 4C などの特許プールは、標準特許に基づいており、標準に従う以上、必ずロイヤルティを支払う必要があることをと認識すべきであるとしていた。

特許プールは、多数の特許権者がそれぞれの特許件について共同ライセンスを目的に結成する。標準化対象技術に含まれた特許を対象に、関連会社が集まってプールを形成し、プールに含まれていない会社はライセンス費用を支払わなければならない。

しかし、実際に KEA 特許支援センターが支援した企業の事例から分析したところ、支払う必要のないロイヤルティまで支払っていたという。特許権者は標準特許だと主張しているが、実際に特許を分析した結果、標準に含まれていない特許を標準だと誤認している場合が多く、自社製品と特許を比べて不要なロイヤルティ支払いを削減させるべきだという指摘が浮上した。

KEA 特許支援センターは、今回のセミナーに参加した企業のなかで、希望する企業に

対象を絞り、紛争対応専門家による個別のコンサルタントを企画するなど、支援を拡大している計画だ。

<ホン・キボム記者>

5-6 キャンプの品格、知的財産で高める

韓国特許庁(2012. 9. 12)

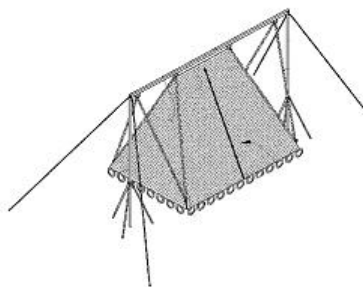
キャンプ人口 120 万人となった今、キャンプを楽しむためには野外で寝る不便さを我慢しなくてもいい。キャンプの寝室が進化している。

<キャンプ関連特許出願：53 件(2007 年)→104 件(2011 年)、2 倍増加>

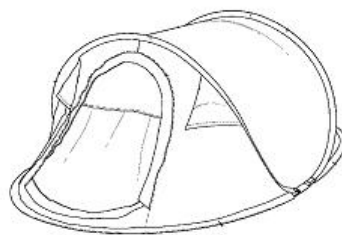
韓国特許庁によると、キャンプにおける衣食住のうち、「住」関連の用品の特許出願件数は、2007 年には 53 件だったのが 2008 年 54 件、2009 年 64 件、2010 年 65 件、2011 年 104 件と毎年増加しているという。

特に、2009 年 1000 億ウォン規模で始まったキャンプ市場が 2011 年には 3000 億ウォン規模に急成長し、2011 年の特許出願件数も前年比 1.6 倍に増加した。今年は、キャンプ市場の規模が 4000 億ウォンに達すると見られており、2012 年上半期の出願件数は、既に 5 年前(07 年)の年間出願件数水準の 45 件だ。

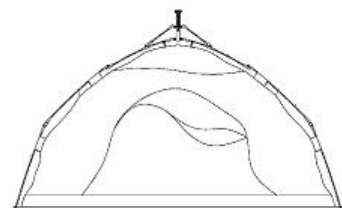
キャンプでの代表的な寝室、テント関連の発明を見ると、床からの湿気問題を解決するためにテントを空中に浮かばせた「フローティングテント」からテントを投げるだけで設置される「ポップアップテント」、スプリングを用いて傘のように自動的に設置される「ワンタッチテント」まで、多様な機能性テントが出願され、簡単で便利に寝所を確保可能になっている。



<フローティングテント>

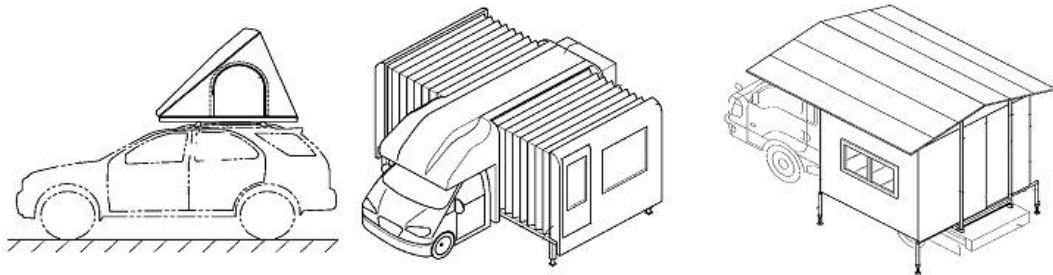


<ポップアップテント>



<ワンタッチテント>

最近では、車を利用した「オートキャンプ」が人気を得ており、車両のルーフに取り付ける「車両ルーフ取り付け型テント」、キャンプカー(caravan)の機能を改善した「側面パネルが拡張できるキャンプカー」のように車を利用したキャンプ用品が多くなっている。また、小型の貨物車に載せて運ぶ「スペースを拡張できる移動住宅」を利用すれば、宿泊施設にも負けない安楽なキャンプが楽しめる。



<車両ルーフ取り付け型テント> <側面パネルが拡張できるキャンブカー> <スペースを拡張できる移動住宅>

<テント関連デザイン出願：12件(07年)→54件(11年)、4倍増加>

また、テント関連のデザイン出願も増加している。1972年1件を皮切りに1975年3件、1979年19件、2007年12件、2008年13件、2009年35件、2010年40件、2011年54件、2012年7月末現在42件が出願された。

テントがレジャー用として本格的に使用され始めた1970年代に比べ、最近では、キャンプ人口の増加につれ、テント関連デザイン出願も急上昇している(テントデザイン出願動向を参照)。

また、最近、車両を利用し、家族単位でキャンプに行くオートキャンプが増加し、単純なドーム(DOME)型テントより「大型化」したリビングシェル(LIVING SHELL)形態のテントが人気を得ている。

空間が二分化されているテントからリビングとキッチンなど、空間が分離された大型テントまで様々な商品が発売されている。登録されたテントデザインは、空間の実用性を最大化し、安楽で安定的なテントの機能を生かしたテントが主流となっている。

韓国特許庁によると、これからのテントデザインのトレンドは、用途を最大化する一方、その機能性を高めていく素材だという。移動性を高めるための軽い素材、自然のなかでも住居空間としての安定感と安楽さが感じられるデザイン、それこそ最先端技術と移動型住居スペースが融合されたテントに発展していくという。

このように急上昇しているキャンプの人気にクリエイティブな発明アイデアが加わり、キャンプの風景も多様化しており、今後、さらに快適にキャンプを楽しめられると期待されている。

韓国特許庁建設技術審査課のイ・ギワン課長は、「余暇の時間にキャンプを楽しむキャンプ人口が増加しており、キャンプ関連の特許出願も増加するとみている。これまで不便だった野外での睡眠も品格が違う快適なキャンプに変わろうとしている。」と説明した。

また、韓国特許庁デザイン1審査課のチュ・ジョンギョ課長は、「これからのテントデザインのトレンドは、用途を最大化し、その機能性を高めていく素材分野になるだろう。移動性を高めるための軽量素材、自然の中での住居スペースとして安定と快適さを考慮したデザイン、最先端技術と移動型住居スペースが融合されたテントに発展していくとみられる。」と述べた。

韓国政府が特許大国を掲げ、知的財産分野の競争力強化に取り組んできているものの、知的財産サービス業界では専門人材の不足で苦しんでいる。人材の採用と教育への支援が切実に求められているという声が浮上している。

韓国特許庁と韓国知識財産サービス協会は、韓国の知的財産サービス産業の実態を調査した結果、知財サービス業界の 57.2%が専門人材不足を認識していたと 13 日発表した。知財を活用する公共機関と知財サービス専門企業では、それぞれ 80%と 74.5%が人材不足だと答え、特許事務所(53.6%)より専門人材の不足が深刻であることが判明した。

知財専門人材の不足の原因は、育成システムが整っていないということが産業界の分析だ。現在、知財サービス分野で教育プログラムを活発に運営しているのは 2 箇所程度だ。民間では、ウィップスが 2007 年から知財教育センターを運営している。

知識財産サービス協会も昨年韓国特許庁の支援を受け、知財専門人材の採用連携教育を実施している。しかし、規模が小さく、専門人材の育成には不十分である。知識財産サービス協会のイム・ヒソプ事務局長は、「1 年に 2 回実施する教育プログラムに 30 人ほど参加している。産業界の要求が多く、来年からは約 100 人程度に増やす計画だ。」と述べた。採用連携教育について業界の半分程度(47.1%)が知財サービス業界の人材難を解消すると期待を示した。

知財サービス産業の零細さも人材不足の原因として指摘された。昨年の知的財産サービスの年間売上高が 1 億ウォン未満の企業が全体の 48.1%と半分を占めた。業種別の従業員数も 10 人未満の 51.9%だった。事業規模が小さいため、サービス産業の活性化に向けた政府の支援が切実に求められるという声が多い。

業界の答えは、政府の早急推進課題に「知的財産サービス事業のマーケティング・新規需要の創出支援」が 50.3%と最も高かった。「知的財産サービス企業に対する投資支援(44.4%)」、「知的財産専門人材の育成及び雇用支援(36.4%)」がその後続いた。ウィップスのイ・ヒョンチル代表は、「業界でも積極的にサービス PR や人材育成に取り組んでいるが、不十分な場合が多い。政府機関の支援計画が動き始めたので、業界でその効果を実感できるかどうか待っている状況だ。」と述べた。

業界で採用を計画している専門人材は、必要人員より不足しており、人材難はしばらく続くと見られる。今後 2 年間、業務を円滑に行うために必要な人材は、約 2208 人だ。しかし、企業の経営条件を踏まえた場合、実際に採用可能な人材は 1878 人程度の 85.1%であると調査された。

<クォン・ドンジュン記者>

5-8 人とモノをつなげるモバイルRFID

韓国特許庁(2012.9.13)

RFIDと携帯電話を融合させた技術であるモバイルRFIDの特許出願が急増している。

モバイルRFIDとは、携帯電話端末に小型のRFIDリーダーを搭載し、タグが付いた物に関する情報をユーザーに提供する技術で、誰もがリーダーを携帯することができ、いつでもどこでも人間とその周りの物の間に信頼できるコミュニケーションを提供する。

RFIDは、タグとリーダーの値段が高いため、開発初期の爆発的な関心に比べて市場形成が遅々として進まなかった。しかし、最近モバイルRFIDを中心に超低価格、小型タグ及び携帯用のリーダーが普及し、新しいチャンスを迎えている。

韓国特許庁の資料によると、2001年に僅か2件に過ぎなかったモバイルRFID特許出願が2006年101件、2011年171件と毎年増加している。

RFID技術全体の特許出願は、2010年687件で頭打ちとなり、下落基調が続いているが、モバイルRFIDは、2001年約7%から2011年には26%と大きく増加した。

モバイルRFID特許出願を分野別に分析すると、「公共交通の情報案内システム」のような交通、駐車分野が42%、物流分野28%、医療分野9%、子供や障害者関連分野7%だ。

これは、物流管理などに限られていたRFID技術が、モバイルRFIDの導入により実生活の様々な分野に適用されていると評価できる。

このようにモバイルRFIDは、日常生活に大きな変化をもたらすユビキタス技術の主導的な役割を果たしている。

韓国特許庁の関係者は、「2011年から知識経済部がモバイルRFIDの大衆化に向けて技術開発及びモデル事業を推進しているため、今後、関連市場の規模増加、モバイルRFID技術の研究開発の活性化、特許出願の増加などが期待されているだけに、国家競争力の軸を担うようになるだろう。」という見通しを示した。

5-9 室内空気と屋外空気、どちらがキレイ？

韓国特許庁(2012.9.14)

都市では、屋外の空気が室内空気より汚染されていると思われがちだが、各種の論文及び実験試料によれば、一般的に室内の空気が呼吸、厨房器具、建築材などで屋外空気より汚染されているという。

健康のために室内での有害物質を外部に排出する手段として換気施設に関心が寄せられている。例えば、最近分譲するマンションのモデルハウスにもリビングや各部屋の天井に換気口(吸排気口)が、バルコニの壁に換気施設が取り付けられている。

日本に続き、韓国でも 2006 年から関係法令(室内空気の質管理法など)により、多重利用施設だけでなく、100 世帯以上のマンション(アパート)を新築する際にも、室内の空気質をその維持基準に合わせなければならず、換気施設の設置を義務化した。

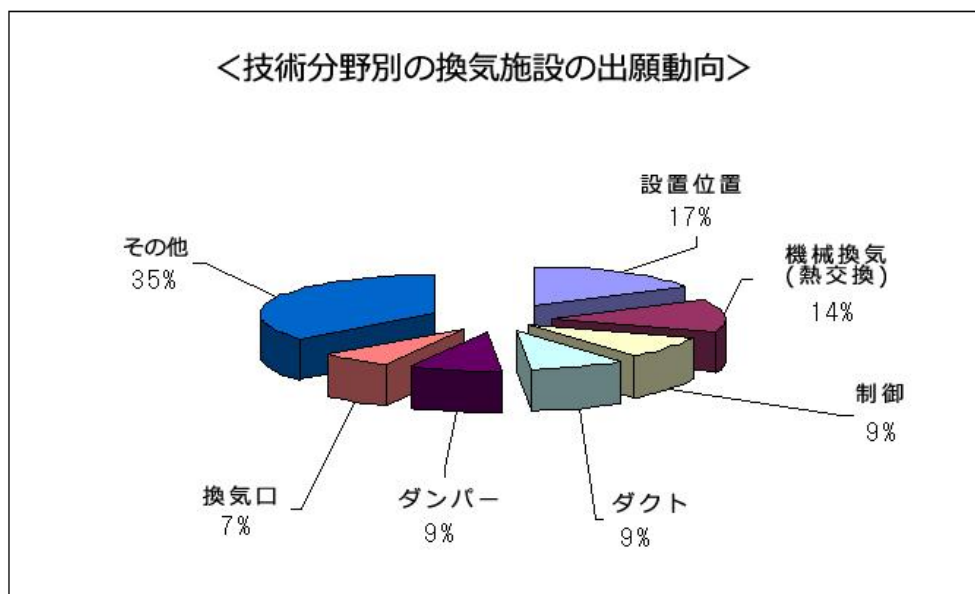
こうした換気施設への関心と技術開発によって関連特許の出願が急増しているという。韓国特許庁によると、換気施設に関する年間特許出願件数は、2001 年～2003 年の年平均僅か 7 件だったのが 2008～2010 年には 26 件と約 4 倍増加した。

技術別に分析すると、換気施設の設置位置による構造(壁との一体型、窓との一体型、天井埋め立て型など)に関する技術が 17%と最も多く、次に熱交換式の強制給排気に関する技術が 14%、そのほかに制御、ダクトの配置や構造、ダンパー器具、換気器具などの順となった。

登録特許のなかでも注目すべき技術として、分離型壁体パネルや窓内部に換気施設を一体化して建物の構造や外観を配慮した技術(第 1105943 号デリム産業)、アパートのコンクリートと床に吸気パイプを埋め立てる技術(第 0652146 号ハンヤン大学産学協力団)、電熱交換機換気ユニットの各種センサー(温度、湿度、二酸化炭素のセンサーなど)を利用して室内空気の質をコントロールする技術(第 0738227 号光州科学技術院)、自然換気と機械換気を兼用できる技術(第 0964979 号韓国建設技術研究院)などがある。

韓国特許庁の関係者は、こうした電熱交換機、壁体パネル型、窓型などの換気ユニットを新築にはもちろん、従来の建物にも設置して部屋の中でも新鮮な外部空気を呼吸し、汚染された室内空気を排出できるため、健康にも役立つということでこうした技術の出願は、今後も持続的に出願されると予想した。

技術分野別の換気施設の出願動向



過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止、メールアドレス等の変更、購読メールマガジンの追加等は下記の URL の情報管理ページからログインの上、お手続きをお願いいたします。なお、ログインにはパスワードが必要ですが、パスワードは同ページの「パスワードお問い合わせ」からお調べいただくことが可能です。

<http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム